

平成25年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

平成25年12月3日（火曜日）

議事日程 第1号

平成25年12月3日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 請願の付託
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 議案第58号 玉村町行政財産使用料条例の制定について
- 日程第 7 議案第59号 玉村町債権管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第60号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第61号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第65号 玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第62号 玉村町防災会議条例の一部改正について
- 日程第12 議案第63号 玉村町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第66号 平成25年度玉村町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第67号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第68号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第69号 平成25年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第70号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第71号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第72号 指定管理者の指定について（玉村町B&G海洋センター）
- 日程第21 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 意見第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	筑井あけみ君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	高橋茂樹君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	川端宏和君	16番	柳沢浩一君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	健康福祉課長	小林訓君
子ども育成課長	佐藤千尋君	住民課長	山口隆之君
生活環境安全課長	齊藤治正君	経済産業課長	筑井俊光君
都市建設課長	高橋雅之君	上下水道課長	原幸弘君
会計管理者兼会計課長	松浦好一君	学校教育課長	川端秀信君
生涯学習課長	井野成美君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋則夫	局長補佐	石関清貴
主 査	関根聡子		

○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） おはようございます。平成25年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

年末を控え、議員各位には公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げるところであります。今定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明が行われますが、議員各位におかれましては町民の負託に応えるよう、活発にして円滑な議事が進められますようお願いするところでもあります。

これから寒さも日を迫うごとに増し、インフルエンザの流行も予想されます。皆様には、ご自愛の上、ご健勝にてご活躍されますことをお祈り申し上げて、開会に当たってのご挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果を、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果については、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、5番齊藤嘉和議員、6番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（柳沢浩一君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月26日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますの

で、議会運営委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

◇議会運営委員長（三友美恵子君） おはようございます。議会運営委員長報告をいたします。

平成25年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月26日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月12日までの10日間といたします。

今定例会には、請願2件と陳情1件、町長から提案される議案として議案15件、同意2件、意見1件の18議案が予定されています。

概要につきましては、日程第1日目の本日は、まず初めに請願の付託を行います。次に、陳情の付託を行います。次に、議案第58号について町長から提案説明があり、総括質疑の後、委員会に付託を行います。次に、議案第59号及び議案第60号についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第61号及び議案第65号の2議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第62号及び議案第63号の2議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第64号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第66号から議案第71号までの補正予算関係の6議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第72号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、同意第4号及び同意第5号について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、意見第3号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は4名です。本会議散会后、議会広報特別委員会を開催いたします。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程4日目は、午前9時から総務常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程7日目は、午前9時から経済建設常任委員会が開催されます。

日程8日目は、午前9時から文教福祉常任委員会が開催されます。

日程9日目は、事務整理のため休会となります。

日程10日目は、最終日とし、午前10時より議会運営委員会を開催します。その後、本会議を午後1時30分に開議し、委員会に付託された議案第58号及び請願並びに陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出、閉会中の継続審査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上をもちまして議会運営委員長の報告を終了いたします。
お諮りいたします。

平成25年玉村町議会第4回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から12月12日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間と決定いたしました。



○日程第4 請願の付託

◇議長（柳沢浩一君） 日程第4、請願の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成25年12月3日

玉村町議会第4回定例会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	請願者又は代表者 住所・氏名		付託 委員会等
5	25.11.20	東部スポーツ広場の整備に関する請願	紹介議員	宇津木 治宣	経済建設 常任委員会
			佐波郡玉村町藤川170 玉村町グラウンド・ゴルフ協会 会長 徳江 彰		
6	25.11.21	「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願	紹介議員	石川 眞男	文教福祉 常任委員会
			前橋市大渡町1-10-7 全群馬教職員組合 代表 石田 清人		



○日程第5 陳情の付託

◇議長（柳沢浩一君） 日程第5、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成25年12月3日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者又は代表者住所・氏名	付託委員会等
2	25. 9. 17	滝川用水沿いに街灯整備を求める陳情書	玉村町大字上茂木531-3 宮下 陽一	総務 常任委員会

○日程第6 議案第58号 玉村町行政財産使用料条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第6、議案第58号 玉村町行政財産使用料条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。師走に入り、本年も残すところ一月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えました。

さて、平成25年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

本定例会は、本日より12月12日までの10日間、玉村町行政財産使用料条例の制定や玉村町債権管理条例の一部改正並びに一般会計を初めとする補正予算、教育委員会委員の人事案件等18案件につきまして提案をさせていただき、ご審議をいただくわけでございます。

また、本定例会は、議会改選後初めての定例会であり、14名の議員さんから一般質問の通告を受けております。行政各般にわたる貴重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、懸案でありました損害賠償請求行為に関する住民訴訟は、最高裁判所から決定の通知が届きましたので、本日本会議終了後改めてご報告をさせていただきます。

それでは、提案説明に入らせていただきます。議案第58号 玉村町行政財産使用料条例の制定についてご説明申し上げます。本案につきましては、道水路以外の町有地に設置されている電柱等は、玉村町道路占用料徴収条例に準じた額で道路占用料に含めて徴収をしておりました。今年度各課、各施設管理者が電柱設置状況調査を実施いたしました。そのデータをもとに東京電力等と協議を行いました。今後道水路以外の町有地に設置されている電柱等については、電気通信事業法における一般家庭等と同額の占用料を支払っていただけることとなりましたので、道水路以外の町有地における電柱等工作物設置使用料の基準額を定め、適切な使用料を徴収いたします。これにより、適正な財産管理を行うことができると考えられます。

なお、地方自治法第228条第1項の規定により、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければなりませんので、本条例を制定しようとするものであります。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより、本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 玉村町行政財産使用料条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。



○日程第7 議案第59号 玉村町債権管理条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第7、議案第59号 玉村町債権管理条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第59号 玉村町債権管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、去る9月議会定例会においてご議決いただきました、玉村町債権管理条例中

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について定めた第9条の規定を削除させていただくものでございます。

この地方自治法第180条第1項の規定は、議会の権限に属する軽易な事項について、議決により特に指定したものは地方公共団体の長において専決処分をすることができるとしておりますが、法の趣旨からいたしますと、本来議会の権限に属する事項のうち、軽易な事項については長の専決に委ねるといふ趣旨であることから、この専決処分の規定については長からの提案ではなく、議会からの発案が望ましいと考えられます。

そのため、玉村町債権管理条例第9条に規定する専決処分については、議員発議による専決処分事項の指定についてが議決された後に、その事項の範囲内で条例に規定することが法の趣旨に沿ったものであると考えられます。

なお、この専決処分事項の指定については、今回の債権管理における訴訟手続等に限らず、その他の事件も含めて改めて検討させていただき、その後に議会の皆様には改めて事件を特定して、議員発議による議決を依頼したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8 議案第60号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第8、議案第60号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第60号 玉村町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日付法律第3号で公布され、同法による改正の一部のものにおきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、まず上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正でございます。

次に、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴う改正でございます。

次に、所得割額の基礎となる総所得金額等に特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等を含める改正でございます。

次に、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正でございます。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第 9 議案第 6 1 号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○日程第 10 議案第 6 5 号 玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 9、議案第 6 1 号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、日程第 10、議案第 6 5 号 玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についての 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 6 1 号、日程第 10、議案第 6 5 号の 2 議案を一括議題とすることに決定しました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 6 1 号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

平成 25 年度税制改正に伴い、最近の低金利の状況を勘案し、延滞金の割合の特例を見直すための条例改正でございます。

現行における延滞金の割合は、最初の 1 カ月につきましては特例基準割合に年 4 % を加算した割合とし、1 カ月以後の割合は年 14.6 % となっております。

今回の改正では、特例基準割合に加算するとした 4 % を 1 % に見直し、また 14.6 % につきましても特例基準割合に 7.3 % を加算した割合といたします。

さらに、特例基準割合の算出方法も見直します。現行の特例基準割合は、商業手形の基準割引率に 4 % を加算することとなっておりますが、それを貸出約定平均金利に 1 % を加算した割合と見直します。

参考までに、改正案を平成 26 年 1 月 1 日に当てはめると、1 カ月を経過する日までは 4.3 % が 3 % に、それ以後は 14.6 % が 9.3 % となります。

議案第 6 5 号 玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、地方税法の一部を改正する法律により、地方税の延滞金の割合の特例が見直されたことを受け、下水道事業受益者負担金の延滞金の利率を税に準じて引き下げのため、玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、第11条に規定している延滞金の利率について、年14.5%となっているものを滞納から1カ月間は年7.25%にするとともに、附則に第3項として、延滞金の割合の特例を追加するものでございます。

これにより、改正条例の施行日である平成26年1月1日以後については、税同様特例基準割合が適用され、税に準じた利率となります。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第9、議案第61号 玉村町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第65号 玉村町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 6 2 号 玉村町防災会議条例の一部改正について

○日程第 1 2 議案第 6 3 号 玉村町災害対策本部条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 1 1、議案第 6 2 号 玉村町防災会議条例の一部改正について、日程第 1 2、議案第 6 3 号 玉村町災害対策本部条例の一部改正についての 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 1、議案第 6 2 号、日程第 1 2、議案第 6 3 号の 2 議案を一括議題とすることに決定しました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 6 2 号 玉村町防災会議条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国の災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、玉村町防災会議条例の一部を改正させていただくものでございます。

初めに、玉村町防災会議条例の一部改正の概要ですが、1 つ目は改正前の災害対策基本法において、地方防災会議の所掌事務として、地域防災計画の作成やその実施の推進等のほか、災害が発生した場合に、防災に関する情報収集をすることが掲げられていましたが、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、地方防災会議で災害に関する情報の収集を行うよりも、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であることから、防災会議と災害対策本部の所掌事務について見直し、明確化を行うものでございます。

一方で、中央防災会議と異なり、地方防災会議は防災に関する重要事項の審議について規定されておらず、防災に関する諮問機関として機能を強化する観点から、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項の審議及び町長に意見を述べることのできる旨の規定を追加するものであります。

2つ目は、委員構成において、新たに自主防災組織を構成する者または学識経験のある者や町長が特に必要があると認める者を追加することで、男女共同参画の推進や高齢者や障害者など多様な主体の参画を促進し、地域防災計画に基づく防災対策の充実を図るものであります。

3つ目は、水防法第33条第2項で、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては、当該市町村防災会議に諮ることができることとされていることから、所掌事務に水防計画に関する事項を追加し、あわせて玉村町水防協議会条例を廃止し、水防協議会を防災会議へ統合することにより、防災事務の一元化を図るものであります。

議案第63号 玉村町災害対策本部条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案につきましては、災害対策基本法の条文が改正されたことに伴い、第1条中の引用条項の第23条第7項を第23条の2第8項に改正するものでございます。

また、あわせて第1条の見出しの訂正を行うものでございます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第11、議案第62号 玉村町防災会議条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第63号 玉村町災害対策本部条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 3 議案第 6 4 号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 1 3、議案第 6 4 号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 6 4 号 玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴い、玉村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、条例において引用する一般廃棄物の処分業の許可申請に係る法律の条項が相違している部分を改めるものであります。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第14 議案第66号 平成25年度玉村町一般会計補正予算（第4号）

○日程第15 議案第67号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第16 議案第68号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○日程第17 議案第69号 平成25年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○日程第18 議案第70号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○日程第19 議案第71号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第14、議案第66号 平成25年度玉村町一般会計補正予算（第4号）から日程第19、議案第71号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）までの6議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第66号から日程第19、議案第71号までの6議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第66号 平成25年度玉村町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億508万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

102億3,889万2,000円とさせていただくとともに、繰越明許費の追加及び地方債の変更をさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地方交付税や国、県支出金、前年度繰越金合わせて8,511万2,000円、町債については1,640万円を追加するものでございます。

次に、歳出ですが、まず職員給与費については、給与引き下げに伴う共済組合負担金の減額や負担率の引き下げによる退職手当組合負担金の減額等でございます。

議会費では、議会だよりの3月定例会号を翌年度の印刷ではなく、今年度中に印刷を完了させるための経費の追加でございます。

総務費では、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援制度に係る電子システム構築経費や町税過誤納等還付金の追加のほか、町議会議員選挙の無投票に伴う経費の減額でございます。

次に、民生費ですが、介護保険給付費が予想以上に増加しており、それに伴う繰出金の追加や障害者自立支援費については、サービス利用者の増加等によるものでございます。

衛生費では、太陽光発電システム設置補助金の申請者が急増しているため、その助成費用の追加でございます。

次に、商工費では、地域経済の活性化と町民の住環境の向上を図るため、一昨年7月から実施している住宅リフォーム支援事業について、今後も申請者の増加が見込まれることから、その助成費用を追加するものでございます。

土木費では、橋梁長寿命化修繕事業として、2橋の詳細設計を追加するものでございます。

教育費では、特別支援教室の補助員、介助員の追加のほか、小中学校、文化センター、運動公園、学校給食センターの修繕等でございます。

なお、子ども・子育て支援制度に係る電子システム構築については、今年度中に完了しないことが見込まれるため、翌年度に繰り越すものでございます。また、地方債の変更につきましては、防災対策事業債及び臨時財政対策債の発行額が確定したことに伴う増額でございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第67号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,378万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,353万9,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、繰越金1億3,154万円を増額するものでございます。

歳出の主なものとしては、今年度前期分の医療費の状況により増加が見込まれることから、保険給付費として1億3,204万5,000円を増額するものでございます。

議案第68号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160万4,000円の増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,547万3,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入につきましては平成24年度の事務費精算分として繰越金を144万2,000円増額、保険基盤安定繰入金を16万2,000円増額するものでございます。

歳出につきましては、一般会計返還金を100万2,000円増額、保険料納付金を44万円増額、保険基盤安定拠出金を16万2,000円増額するものでございます。

議案第69号 平成25年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ9,750万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億5,556万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金により増額を計上いたすものでございます。

歳出につきましては、需要の増加傾向にある給付費等を見込みにより、全体として増額いたすものでございます。

この内容といたしましては、居宅介護サービス給付費が7,500万円の増、施設介護サービス給付費1,200万円の増、居宅介護サービス計画費600万円の増、特定入所者介護サービス費400万円の増、高額介護サービス費400万円の増加です。介護予防サービス等諸費350万円のこれは減額が主なものとなっております。

議案第70号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万9,000円を増額し、その総額を14億3,633万9,000円とさせていただくものでございます。

主な補正理由ですが、汚水事業において補助対象事業が拡大することで国庫補助金が増額見込みとなったこと、補助金の増額に伴い下水道事業債の借入予定額が減少すること、下水道事業受益者負担金を管理するシステムに新たな機能を追加するため、改修費を計上する必要が生じたことなどでございます。

次に、金額についてですが、歳入では国庫補助金を4,450万円、繰越金を174万9,000円増額し、下水道事業債を4,440万円減額するものでございます。

一方、歳出では、公共、特環合わせた建設費について、職員給与費の超過勤務手当を20万円、一般経費の委託料を164万9,000円増額するものでございます。

議案第71号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支についてですが、収益的支出の予定額を332万5,000円増額し、総額を5億5,410万円と定めるものでございます。

増額及び減額する項目ですが、動力費を350万円、手当を1万3,000円、通信運搬費を35万円、過年度損益修正損を20万円増額し、法定福利費を73万8,000円減額するものでございます。

次に、債務負担行為についてですが、今年度から来年度にかけて予定している工事の予算措置を行い、今年度から工事を実施するものでございます。

内容については、配水管切り回し工事、これは川井地区でございます。この分が730万円、配水管布設がえ工事、これも川井地区でございますが3,000万円、配水管布設がえ工事、これが五料地区でございます。五料地区が2,650万円でございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

◇議長(柳沢浩一君) 以上で6議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第14、議案第66号 平成25年度玉村町一般会計補正予算(第4号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

[14番 宇津木治宣君発言]

◇14番(宇津木治宣君) 3点にわたって質問いたします。

まず最初に、38ページの太陽光発電システム設置整備助成事業についてお尋ねします。設置希望者が増加しているということで補正予算ということですが、現在までの助成実績、それから今申し込みはどのくらいあるのか、それをお示しをいただきたいと思えます。

次に、地域活性化対策住宅リフォーム支援事業、これは大変地域の経済振興の役に立っていると思うのですが、この申し込み状況というのですか、実績についてお尋ねをいたします。

それから、3点目に49ページの橋梁長寿命化計画、今度は神明橋、それから上茂木橋を対象に調査設計委託料を計上されているわけですが、当町にはこれに類する橋がたくさんあると思うのですが、なぜこの中の2橋が対象になったのか。優先順位ということなのか。

それから、測量設計委託ということですから、測量、設計を予算計上しているわけですが、なぜ補正予算で急にしなければならなくなったのか。

それから、本体工事、修繕工事におよそどのくらいの費用がかかってくることになるのか、その財源をどうするお考えなのか、これについてお尋ねいたします。

◇議長(柳沢浩一君) 生活環境安全課長。

[生活環境安全課長 齊藤治正君発言]

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 太陽光発電システムの補助金の補正関係のご説明をさせていただきます。

まず、玉村町におきまして、太陽光発電システム設置整備の助成事業につきましては、平成21年から実施しております。21年が48件、22年度が62件、23年度が119件、24年度が135件というような形で推移しております。今年度につきましては、当初予算110個を予定しております。11月の中旬において全て予算のほうがか切ってしまったというような状況でございます。

現在の状況でございますが、枯渇したということで、こちらのほうでは現状としてはそうなっておりますが、問い合わせ等を含めましてかなりの数が来ております。こちらのほうの推測、あくまでも予想でございますが、やはり消費税の値上げ、それから太陽光に対する営業等の話がありまして、現在担当のほうともよく相談しながら今回の補正額約89件分ということで、ちょっと細かいのですけれども、そちらぐらいないと年度いっぱい対応できないかなということで、今回提案をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 地域経済活性化対策住宅リフォーム支援事業につきましてお答えいたします。

今4月から10月までの件数なのですが307件、それから発注額につきましては2億7,900万円、交付申請額につきましては4,362万円となっております。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 続きまして、49ページの橋梁長寿命化修繕事業でございます。

こちらの事業につきましては、今年度既に計画をさせていただくということで予定をしておったわけですが、測量委託料のほうに若干不足が生じていますので、補正をさせていただきます。

そして、なお財源につきましては、これは国庫補助事業50%、2分の1の補助事業で、最終精算につきましては、また3月等の補正予算で国と町の一般財源等の調整は行わせていただきます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

◇14番（宇津木治宣君） ちょっと休憩をお願いします。聞いた項目が全部答えていただけないのです。あと、なぜその2橋になったのか。ほかにそういう橋に該当する橋はなかったのかということです。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。

午前9時50分休憩

午前9時51分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 申しわけございません。

なぜこの2橋になったかということでございますが、既に昨年長寿命化ということで調査を行ってございます。その中で、延長が15メートル以上の橋梁が27橋町の中でございますが、その中で既に調査を行っていますが、昨年5橋調査を行わせていただきまして、3橋につきましては既に設計をさせていただいています。その残り、神明橋と上茂木橋ということで今回追加で設計をしていくということでございます。よろしくお祈いします。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） そうすると、その橋のことにのみ絞って第2の質問を行います。

結局昨年5橋やって、今度追加で2橋やってと。暫時進めているわけですが、お話のように聞きますと測量設計委託料ということですから、どこかを直すとかということにはつながっていないわけですね。結局どこが危険だとか、どこを直さなくてはならないという長寿命化には、こういうものの改修が必要だというふうに流れていくと思うのですけれども、その流れについてはどんなふうになっているのでしょうか。見通しも含めてお伺いします。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今現在、先ほどもお話ししましたように、町内では27橋ほどございますが、これを昨年度5橋調査を行いました。この橋についてはどこが悪いとか、そういう調査を行いまして、それで橋梁の塗装が悪いとか、欄干の塗装が悪い、また上にかかっている路面が悪いとか、いろんな調査を行っています。

あとは、橋に沓座というのですか、橋桁の下にかませているようなものがありますが、そちら等の調査を行って、この場所が悪いということがはっきりしている橋が5橋ほどございまして、前回3橋ほど設計をさせていただいて、今回残りの2橋を測量させていただく。

また、今後も設計をする前に調査を行いながら、やはり3橋、4橋ずつ進めていくということで、実際すぐに落ちるとか、そういう問題ではないというふうには認識しております。

ですけれども、長寿命化ということで、できるだけ橋の耐用年数を延ばすということで、この事業を進めていくということでございます。よろしくお祈いします。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） ちょっと意味がよくわからない部分があるのですが、測量設計委託ということですから、どこかふぐあいな点、直さなければならない、長寿命化にはこういう問題があるという設計を委託しているわけですね。

ですから、多分したがってこういうところが見つかったからこの工事をしたという話とどういうふうに連動していくのかということを知りたいのです。調べるだけなのか、それとも調べた結果問題がなかったのか。問題があって、この問題についてはすぐやらなくてはならないけれども、何年かのうちに計画的に修繕をしなければならないのかと。要するに、そういう調べた予算がその結果に結びついていかなければ調べても意味がないわけですから、その辺のお考えをお尋ねしているわけです。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 申しわけございません。

先ほど私もちょっと申し上げたと思うのですが、昨年調査をした結果橋の上の路盤が悪いとか、橋の下、橋脚と橋桁のところにかかっている、かませているものが悪いとか、いろんな条件が昨年の調査で見つかっております。それを直すための今回は設計をして、来年度できれば発注をしていくということで準備を進めさせていただいているということでございます。

ですから、昨年やって、今年度実際に直すための設計を行わせていただく。また、来年度今度は実際に橋を直させていただくというような順番で順次進んでいくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 25ページの不動産鑑定料、徴税の関係で、これが75万円、3件分らしいのですが、この物件は事業用ないしは自己用不動産、建物も含めて、土地も含めて、あと農地とか、そういった分類はどのようになっていますかということが一つ。

それから、4月から11月までに何件ぐらい鑑定したかということをお尋ねします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） それでは、お答えいたします。

不動産鑑定料につきましては、滞納している物件の公売のほうを通常ですと来年度当初予算の中で盛り込んで行うべきものをできる限り早く、年度当初に公売物件のほうを行いたいということでありまして、公売物件3件の不動産鑑定のほうを行って、4月、5月、早くのうちに公売のほうに移り

たいというものであります。よろしくお願ひいたします。

◇13番(石川眞男君) まだ、ほかに事業用の建物、土地、農地とか個人の住宅とか、そういった分類はどうですか。

◇議長(柳沢浩一君) 総務課長。

[総務課長 高井弘仁君発言]

◇総務課長(高井弘仁君) 不動産鑑定料につきましては、先ほど申し上げたとおりでありまして、固定資産税のほうの過誤納関係につきましては、全体で9件ございました。9件のうち2件につきましては、そのまま宅地並み課税で結構ですということでありまして、残りの……

[「そうじゃない」の声あり]

◇総務課長(高井弘仁君) 済みません、ではちょっと休憩をお願いします。

◇議長(柳沢浩一君) 暫時休憩します。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

◇議長(柳沢浩一君) 再開します。

◇議長(柳沢浩一君) 総務課長。

[総務課長 高井弘仁君発言]

◇総務課長(高井弘仁君) 申しわけありません。

徴税費の不動産鑑定料につきましては、宅地3軒分ということでございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長(柳沢浩一君) 13番石川眞男議員。

[13番 石川眞男君発言]

◇13番(石川眞男君) 宅地ということは、個人の居住用の建物、宅地、土地だけですか。建物は入っているかな。要するに、居住用のものなのか、例えば事業用の会社とか、そういった会社の区別をちょっと聞いたかったですけれども、その辺わかりますか。

◇議長(柳沢浩一君) 総務課長。

[総務課長 高井弘仁君発言]

◇総務課長(高井弘仁君) あくまで、先ほど調べたところでは建物はございませんので、宅地3件ということでありまして、その辺の居住用か、要するに恐らくなのですけれども、居住用ということでもまず間違いのないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◇議長(柳沢浩一君) ほかに質疑ありませんか。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 何点かお願いいたします。

まず1点は、46ページの住宅リフォーム事業費の関係なのですが、これは3年間の事業で毎年補正でどんどん、どんどん膨れ上がっているということで、前にも1回質問したのですが、3年間のそもそもの予定の金額と、今回の補正によって総額的に幾らになってどのぐらい膨れ上がっているのかということをも確認させていただきたいということが一つです。

それから、24ページの徴税費のほうの町税過誤納等の還付金の件なのですが、金額が大きいということもありまして、中身をちょっと確認したいということなのですが、まず内訳を教えてくださいと思います。過誤納等ということですので、もともとの本税額の話と、それからプラスの利息の部分があるかと思しますので、その内訳がわかればということと、これに年分とか対象件数についてお話させていただきたいと思します。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 地域経済活性化住宅リフォーム支援事業につきましてお答えいたします。

3年間なのですが、1年目が3,000万円です。2年目が5,000万円。今年度が3年目で最終年度なのですが、当初3,000万円ありまして、次は9月補正をしまして2,200万円、今回の12月補正で1,800万円となっております。

◇議長（柳沢浩一君） 暫時休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開します。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 申しわけありませんでした。

先ほどの住宅リフォームのほうの関係の1年目で3,000万円、5,000万円、3年目で3,000万円というのは、これは当初の見込みの予算額ということでしょうか。

私が質問した趣旨は、この住宅リフォーム、経済活性化するために事業、町内の方に一生懸命仕事をしてもらおうという形で始まった形だと思うのですが、当初はどのぐらいの件数で、どのぐらいの

金額を3年間の見込みでどのぐらいの事業の計画だったのでしょうかということが一つと、それに対して、非常にこれが好評で効果があるということで、この3年間それぞれ毎年補正をやって、総額的に幾らぐらいまでになりましたかということの質問でございます。だから、2つあるかと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） これを当初つくるときに、一番私が参考にした事例が県内で5町村ぐらいあったのですけれども、中之条町は人口がうちの約半分です。中之条町は半分で、あそこは山間部だったから参考にならなかったのかなと結果的には思うのですけれども、中之条町の需要が年間600万円ぐらいだということでした。

それで、玉村町の現状を考えたときに、その倍とすると1,200万円ですけれども、私はその当初予想では年間に1,500万円程度かなと。3年間で多くても1,500万円という4,500万円ですけれども、1年目が多くても2年目、3年目は減っていくのではないかなという、そういう予想をちょっと立てました。ですから、5,000万円あれば多分3年間は間に合うのかなという予想だったのですけれども、大幅に予想が狂いまして、これほど需要が多く来るとは予想はしていませんでした。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 大変申しわけありません。

まず、過誤納関係なのですが、全体で9件と申し上げましたけれども、1件はちょっと未定の部分がありまして、全体では8件というふうにご理解いただきたいと思います。そのうちの2件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、宅地のままで課税をしていただいて結構だということでもありますので、残りの6件につきまして今回の補正予算でございます。

そのうちの本税のほうが約3,000万円あります。それから、利息です。還付加算金と申しますか、そのような額で約900万円、合わせて3,900万円ほどの補正予算ということになります。よろしくお願いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 質問の中で、一応対象件数と本税と利息と、それからあと何年間のものですかという話をしたので、それ何年間ということ。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 申しわけありません。

平成12年度に法改正がありまして、そこからの還付でありまして、平成12年度から25年度ま

での還付であります。14年間になると思います。よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

7番筑井あけみ議員。

〔7番 筑井あけみ君発言〕

◇7番（筑井あけみ君） 重なりますが、今の24ページのところです。

どうしてここに来てこれが見つけられたのか。それは、どんなきっかけで、経緯で3,853万1,000円の還付をしなくてはいけなくなってきたか。その辺は町サイドで出たのか、町民のほうからなのか、その辺の経緯をちょっと全協では細かくお聞きできなかったの、その辺をお話いただけますか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 経緯につきましては、先ほど町長の答弁したとおりでありますので、こちらのほうでお願いしたいと思いますが、かいつまんで申し上げますと線引き以前から、平成3年に玉村町の場合線引きが行われましたけれども、それ以前から農用地、農業用施設、3年に線引きが行われまして、市街化区域と市街化調整区域になりました。その中の市街化調整区域の部分です。その部分につきましては、平成3年以前から農業用施設と利用していた土地であります。その土地は、宅地並みとして課税をしておりました。それは、法律どおりで宅地並みの課税でよろしいということで、宅地並みの課税をしておりました。

ところが、平成12年になりまして法改正が行われまして、農業用施設を宅地とするにはちょっと税額が市街化調整区域の農地と余りにもかけ離れた数字だということでありまして、土地につきましては農業用の農地プラス造成費を課税標準として課税してくださいというような法律改正になりました。ところが、都市計画のほうでずっと平成3年以前から宅地並みのそういう農地につきましても、宅地並みに課税したものにつきましてもずっと継続して宅地の課税をしていたものにつきましては、既存の権利と申しますか、既存宅というふうに言っているか、ちょっと私も正確なことはわからないのですけれども、そういうことで農業用施設以外にも転用できると、建物が建てられるという状況の法律、そういう条文があります。

そんなことで、平成12年の改正のときに、そういうふうなずっと宅地のままにしますかと、それとも農振用にしますかということの選択の中で、ずっと宅地ということで課税をしておりましたが、その中で今度は農振法のほうがありまして、農振法のほうはどうしてもその調整区域の中で農振法の除外が通らない部分、通らないと認められる部分と言いますか、今現在であります。そういうところが全体で6軒あったということで、今回の補正予算でその6軒分につきましてはずっと宅地で平成12年度からかけたままでおいて、これからはずっと宅地並みで課税されたとしても、建物等の転用が通常の住宅は今のところは建たないという農振法の除外が通らないということでありまして、そ

ういう性格がついてしまいますので、それでは宅地並みで払っているメリットと言いますか、そういうものがないということがありますので、その地権者の承諾を得まして、その部分を平成12年から平成25年度まで6軒分の方に対してはお返しをしますと。

先ほど言いました2軒につきましては、そのまま宅地で、恐らくそこは除外が通るところでありますので、ほかの建物等の転用もきくというふうな今のところは解釈でありますので、その辺も地権者は了解の上で宅地ということで課税させていただくということでもあります。

◇議長（柳沢浩一君） 7番筑井あけみ議員。

〔7番 筑井あけみ君発言〕

◇7番（筑井あけみ君） 済みません、理解よくできました。

ということは、地権者とも理解し、合意のもとにこういう整理をするということになったということで理解してよろしいのですね。

ちょっと続けて質問いたします。32ページの地域生活支援事業の中なのですが、この訪問入浴サービス事業委託料とサービスステーション事業委託料、これ補正で出てきておりますが、利用者がここに来て増加してきたということで理解してよろしいのですか。

また、委託はどこかに出すというようなことでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 議員さんおっしゃるとおり利用料、それと利用者並びにふえております。

委託につきましては、訪問入浴サービス事業を行っている業者、またはサービスステーションを行っている業者に委託をしております。

◇議長（柳沢浩一君） 7番筑井あけみ議員。

〔7番 筑井あけみ君発言〕

◇7番（筑井あけみ君） 今後このようなサービスの利用者はふえてくると思うのですが、次年度予算のときにやはりこの辺も加味して予算組みをしていただきたいと思いますし、利用者というのですか、この町内において何人ぐらいに今現在なっているのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 訪問入浴事業でございますが、現在4名利用しております。

サービスステーション事業につきましては、登録者が45名となっております。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

10番三友美恵子議員。

[10番 三友美恵子君発言]

◇10番(三友美恵子君) 49ページの斉田上之手線の街路事業ですけれども、進捗状況とこの弁護士委託料のことについてお伺いします。

◇議長(柳沢浩一君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋雅之君発言]

◇都市建設課長(高橋雅之君) この件につきましては、9月のときに補正をいただきまして、1件どうしても契約はさせていただいたのですが、そのおうちの方がなかなか連絡がとれなくなってしまったということがございまして、もう事故繰越にまで来てしまったということで、今年度どうしても片をつけなくてはいけないということで、取り壊しまでできないと次の支払いができないということになりましたので弁護士費用を上程させていただいたのですが、ちょうどその後に10月にご本人と会うことができました、スムーズに家屋の取り壊しまで済みました。それで、今回この費用が要らなくなったということで、補正減というふうにさせていただいております。

◇議長(柳沢浩一君) 10番三友美恵子議員。

[10番 三友美恵子君発言]

◇10番(三友美恵子君) 街路事業のちょっと進捗状況もあわせて。

◇議長(柳沢浩一君) 都市建設課長。

[都市建設課長 高橋雅之君発言]

◇都市建設課長(高橋雅之君) 街路事業の進捗状況といいますと、とりあえず買収は南北線につきましては終了させていただきました。

東西線については、まだ354につきまして若干残っておりますが、南北線につきましては買収が完了しましたので、順次今年度も工事させていただいているのですが、来年度、再来年度ということで下水のほうも雨水幹線が終了しますので、それを追いかけながらうちのほう、南北線についてはなるべく早く開通を目指して進んでいきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

◇議長(柳沢浩一君) ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) 55ページと58ページ、特別支援教育補助員、介助員の設置事業でそれぞれ補正予算がついておりますが、この内容についてお尋ねいたします。

◇議長(柳沢浩一君) 学校教育課長。

[学校教育課長 川端秀信君発言]

◇学校教育課長(川端秀信君) 55ページの件につきましては、玉村小学校に情緒不安定な子供が1名いまして、それで4月からどうしても介助員が必要になりましたので、その子供のために介助員を1人つけるための賃金を計上させてもらったもので、ずっと4月から雇用していますので、不足分

に対しての計上をさせていただきました。

〔「もう一つあるはず」「58ページの中学」の声あり〕

◇学校教育課長（川端秀信君） 58ページにつきましては、玉村中学校で更生施設に入っていた子供がいたのですけれども、この子供が学校に復帰するために、その子供のために介助員を雇用することになりましたので、11月分からの賃金です。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぶり返すように申しわけありませんけれども、還付金の関係なのですけれども、総務課長のほうからご説明がありましたように……

◇議長（柳沢浩一君） 渡邊議員、ページは何ページでしょうか。

◇2番（渡邊俊彦君） 24ページです。

総務課長のほうから説明があつて還付の趣旨等はよくわかったのですが、その中に利息約900万円というお話がございました。この利息について、私のほうが無知で申しわけないのですけれども、利率だとか、あるいは12年の段階でその関係者に説明、あるいは広報紙等で周知してあればその900万円は予算の削減ができたのではないかというふうに考えますけれども、その辺は町のほうはどんなお考えでしょうか。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） その利率につきましては、最高の利率を使っているかどうか、ちょっとこれから調べなければわかりませんので、その辺はちょっと調べさせていただきます。

この件につきましては、原因と言いますか、わかったもとは、やはりたまたま玉村町の方で伊勢崎市のほうにこの農業用施設を持っていた方が、その伊勢崎市のほうからの税額を見て、その税額と玉村町の農業用施設の税額を比べたところ、余りにもちょっと玉村町のほうが高いので、これはどういうことですかというような発端で起きたことであります。

町としましては、平成12年のときの改正のときに、一応この改正の部分はわかっておったのですが、都市計画のほうの既存宅のことがありますので、平成3年以前からずっと、要するに農地なのですけれども、宅地としていて課税した部分につきましては家が建つという解釈で、ずっと課税をしていたわけでありまして。それが、平成12年のときの改正では直すということだったのですけれども、そちらの都市計画のほうの家が建つという解釈でおったのですけれども、実際には農政サイドに確認したところ、除外の通らない予定のところには、やはりそれは宅地並み課税であっても家は建ちませんというような回答を県のほうからいただいたことによって、その農業用施設以外に転用できないよ

うな土地につきましては、しっかりここで区別をしてお返しするものはお返しすると。家が建つ部分につきましては、そのまま今までどおり宅地並みで課税させていただくということでもあります。よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 大体わかりました。

家が建たないとか建つとかというのがわかったのが今だということによろしいわけですね。はい、わかりました。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（柳沢浩一君） それでは、暫時休憩いたします。10時35分まで休憩といたします。

午前10時23分休憩

午前10時35分再開

◇議長（柳沢浩一君） それでは、再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

先ほどの渡邊議員に対する答弁に対して補足を行います。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 先ほど渡邊議員さんからご質問いただきました補正予算の24ページの固定資産税の過誤納等還付金の14年間返す利率はどのくらいかというご質問でございました。

25年からさかのぼって5年間につきましては、地方税法上で税の5年間は還付できるということに基づきまして、通常の公定歩合にプラス4%ということでありまして、4.数%ということでは還付金をはじいております。

それから、それ以前の9年間につきましては町の還付金の要綱がありまして、それにつきましては5%ということでは還付しております。4.数%のものと5%ということでもあります。よろしくお願ひしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） それでは、次に、日程第15、議案第67号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第68号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第69号 平成25年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第18、議案第70号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第71号 平成25年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第20 議案第72号 指定管理者の指定について（玉村町B&G海洋センター）

◇議長（柳沢浩一君） 日程第20、議案第72号 指定管理者の指定について（玉村町B&G海洋センター）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第72号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町B&G海洋センターにおける5年間の指定管理期間が平成26年3月31日をもって終了となるため、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び

広報等で広く公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を十分審査し、その結果施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理の指定の手続等に関する条例第7条に基づき、提案をさせていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町B&G海洋センターで、指定管理者となる団体の住所及び名称は、群馬県前橋市鳥取町668番地、株式会社日本水泳振興会群馬支店であります。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第21 同意第4号 教育委員会委員の任命について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第21、同意第4号 教育委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第4号 教育委員会委員の任命について、提案説明を申し上げます。

現在教育委員会委員長であります井上一男様は、本年12月13日をもちまして任期満了を迎えますが、引き続き井上様を任命いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

井上様は、樋越にお住まいで、昭和45年に県立佐波農業高等学校農業科を卒業され、農業を経営する傍ら、昭和48年に現在の伊勢崎佐波農業協同組合に入職されました。営農センター所長などの要職を歴任され、小学校の農業体験やたまむら農業塾では指導者としてご協力をいただいております。平成21年12月からは、玉村町教育委員会委員として、また平成23年12月からは2年にわたり教育委員会委員長としてご尽力をいただいております、この4年間保護者の立場、視線から大変精力的に活動され、児童、生徒の健全育成に寄与していただきました。これからも同様にお力添えをいただけるものと思ひ、続投をお願いするものでございます。

なお、平成20年4月1日に地方行政の組織及び運営に関する法律が改正され、現に教育を受けている子供を持つ保護者を教育委員に含めることが義務化されましたが、井上様におかれましては中学校に子供さんが在籍されておりますことを申し添えます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇議長（柳沢浩一君） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開します。

○教育委員会委員挨拶

◇議長（柳沢浩一君） ただいま教育委員会委員の任命に同意されました井上一男氏が見えておりますので、ご挨拶をいただきます。お願いします。

〔教育委員会委員 井上一男君登壇〕

◇教育委員会委員（井上一男君） 皆さん大変お世話になります。

皆さんにご同意をいただきまして、もう一期務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

4年間勉強させていただいて、私の感じた部分で玉村町の生徒は非常に落ちついておろうかと思えます。このことは、教育に関する先生方やその他の方のご尽力、ご努力はもちろんのことなのですが、私が一番感じたのはそれぞれ大人の方が、それぞれの立場でもって子供たちを見守ってくださるのだなという感じが一番強かったと思います。そんな中で、このようないい状態がまた維持されますよう、微力ではございますが務めさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

（拍手）

◇議長（柳沢浩一君） ありがとうございます。

井上一男氏には、教育委員として今後玉村町教育行政のため大いに活躍されますようご祈念を申し上げます。本日は、大変ご苦勞さまでした。

◇

◇議長（柳沢浩一君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開します。

◇

○日程第22 同意第5号 教育委員会委員の任命について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第22、同意第5号 教育委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第5号 教育委員会委員の任命について、提案説明を申し上げます。

現在教育長であります新井道憲様は、本年12月23日をもちまして任期満了を迎えますが、引き

続き教育委員会委員に任命いたしたく提案をさせていただくものでございます。

新井様は、上之手のご出身で、昭和44年に横浜国立大学教育学部を卒業され、多野郡上野村の中学校を皮切りに、高崎市立の小中学校等に勤務され、学校長を歴任、また高崎市教育委員会にも配属され、学校教育課長なども長年にわたり務められておりました。平成21年12月から玉村町教育長としてご尽力をいただいております、この4年間学校が家庭や地域社会と連携し、自立と共生の力を身につけた子供を育てるまちづくりを推進し、また文化センターの機能や内容などを充実させ、誰もが生涯にわたって学習できる環境づくりに力を注いでいただきました。

教育現場と行政双方の経験を生かし、今後とも手腕を発揮していただけるものと思ひ、続投をお願いするものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇議長（柳沢浩一君） 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

○教育委員会委員挨拶

◇議長(柳沢浩一君) ただいま教育委員会委員の任命に同意されました新井道憲氏がおりますので、ご挨拶をいただきます。お願いいたします。

[教育長 新井道憲君登壇]

◇教育長(新井道憲君) 大変お世話になっております。

まず初めに、教育長として4年間皆様方には大変お世話になりまして、心より御礼申し上げます。そして、先ほど教育委員としての議会の皆様方のご同意をいただき、4年前初めてここに立ったときのことを今思い出している次第でございます。非常に身の引き締まる思いで今おるところでございます。

今教育を取り巻く状況というのは大変厳しいものがございます。ともすると、社会の動きの中で教育が埋没しかねないという、そういうようなおそれもございます。しかしながら、今子供たちの学力向上の問題、いじめを筆頭に生徒指導の問題等も大きな教育課題が山積しているところでございます。

ぜひ、ここにおいでの皆様方の温かいご指導、ご助言をいただきながら、明るく、厳しく、そして寄り添ってということをもットーに、微力ながら教育行政の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

◇議長(柳沢浩一君) 新井道憲氏には、教育委員として玉村町教育行政のために大いに活躍されますようにご祈念を申し上げます。



○日程第23 意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長(柳沢浩一君) 次に、日程第23、意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長(貫井孝道君) 意見第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明を申し上げます。

意見第3号で推薦させていただきました国定宏様におかれましては、人権擁護委員として平成20年4月よりご活躍をいただいております。来年3月31日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍をいただきますよう推薦するものでございます。

人格識見高く、地域の信望も厚く、現在伊勢崎人権擁護委員協議会副会長並びに玉村町の人権擁護委員の代表者となっており、人権擁護委員の取りまとめにご尽力をいただいておりますので、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する意見を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 意見なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意するとの意見とすることに決しました。



○日程第24 一般質問

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第24、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成25年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 給食費の滞納状況について 2. 高崎玉村スマートIC周辺地区町づくり事業について 3. 町長の任命人事について	笠 原 則 孝
2	1. 学校給食について 2. 小中学校の教室にエアコンを設置することについて 3. 雨水対策について	町 田 宗 宏

順序	質 問 事 項	質 問 者
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. スマート I C 周辺開発の進捗状況について 2. 国道 3 5 4 バイパスの 4 車線化に伴う町の対応について 3. 災害発生時の対応及び準備について 	渡 邊 俊 彦
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町の治水政策を問う 2. たまむら道の駅・物産館の運営管理の主体及び町の財政負担・業務負担を問う 	石 内 國 雄
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第 5 次玉村町総合計画第 3 期実施計画の進捗状況について 2. 町道を初めとする橋梁、用排水路等ライフラインの長寿命化への対応について 3. たまむら道の駅（仮称）の進捗状況について 	齊 藤 嘉 和
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防について 2. 役場周辺地区高度利用計画策定の取り組みについて 	浅 見 武 志
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 役場周辺地区高度利用計画の取り組みを問う 2. 子宮頸がんワクチン接種のさまざまな課題を問う 3. 給食費滞納を解決する新たな策を講じて 	備前島 久仁子
8	<p>激変する時代へ向けた行政姿勢を問う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護福祉関係について今後予想される課題への対応を問う 2. 極端な格差社会の是正は健全な社会を維持するためにも必要と考えるが、その対応はあるか 3. 人口減対策や地域コミュニティの増進の観点から、土地利用の積極的な対応を求める 	石 川 眞 男
9	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「県央の未来を紡ぐ玉村町」を確かなものにするために諸課題を問う 2. 若者の政治離れを防ぐ手だてはないか 	島 田 榮 一
10	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町債権管理について及び滞納処理について 2. 町債権管理条例の運用状況について 	高 橋 茂 樹

順序	質 問 事 項	質 問 者
1 1	1. 平成26年度予算編成の基本方針を示せ 2. 健康と学習効率向上のために小中学校の教室にエアコンの設置を 3. 環境への配慮や区の負担軽減を図ることを目的に、ESCO事業の活用により防犯灯のLED化の検討を 4. 地域経済の振興策について	宇津木 治 宣
1 2	1. 第5次玉村町総合計画の進捗状況を問う 2. 利根川新橋の早期促進を求める	筑 井 あけみ
1 3	1. 町民の居場所について 2. 町並み整備と景観について 3. 10月の町議会議員選挙における、無投票の周知について	三 友 美恵子
1 4	「安全・安心な町」づくりについて 1. 防災対策等について 2. 防犯灯設備について	原 秀 夫

◇議長（柳沢浩一君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） 大変長らくお待たせしました。何分にも、ちょっと緊張しいであって、鼻炎をちょっと引いてしまったので、ちょっと聞きづらいところもあると思うのですが、きょうは幾らか声を低くしていきたいと思います。

皆さん、こんにちは。私もどうにか無事2期を迎えることができました。最近地球に異常なことが起きていると思われま。気候のことをとっても、伊豆大島でも大変な災害が起こり、被災された方には大変お見舞いを申し上げます。そして、南のほうではフィリピンのレイテ島を襲った台風30号の瞬間最大風速90メートルという過去に例を見ない規模の災害に見舞われ、死者も数千人と大変な事態になっており、このまま地球温暖化が続くと我が国日本周辺でも起きると想定されていますので、対策も早急にしなければならぬようです。

それでは、議席番号1番より今度4番バッターにかわった笠原則孝が今回もまた1番に質問いたします。

まず、第1問目、給食費の滞納については、過日新聞でも報道された状況によりますと、玉村町は県内の町の部でトップになる給食費の滞納があります。隣接している人口20万以上の都市と肩を並

べている状況であります。普通では到底考えられない現状なのです。なぜそのようなことになってしまったのか。また、その実態はどういうものか。どんな方法で未納者と折衝し、滞納整理を行っているのか。児童手当などから徴収はできないのか、徴収の対策方法について、まず第1番目に伺います。

第2番目に、高崎玉村スマートインター周辺のまちづくりについて。話によりますと、来年の2月22日ごろにはインターが開通されるようです。そのインター周辺の事業について、国道354号バイパス、高崎玉村スマートインター北側に約20ヘクタール規模の、これうわさなのですけれども、大型商業施設をつくる計画が検討されているようですが、土地利用をどのように生かし、具体的に開発に向けた農地転用等の手続、国、群馬県との調整は現在行っているのか伺います。

この事業は、構想計画ではなく、実現に向けた可能性についても伺います。

次です。第3、町長の任命人事について伺います。玉村町農業公社理事長並びに玉村町社会福祉協議会会長、玉村町公民館長等の長については、これは文化センターも入ります。についてはどのような方法及び基準で人事を行っているのか、最後にお伺いします。

以上1番目の質問、第3問終わりましたので、よろしく検討のほうお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 4番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、給食費の滞納状況についてでございます。これについては、教育長のほうからお答えいたします。

2番目に、高崎玉村スマートインター周辺地区まちづくり事業についての質問にお答えいたします。高崎玉村スマートインターチェンジ北側の土地利用に係る国、県との調整状況についての質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区は、町の都市計画マスタープランでは広域交通の利便性を生かした町の新たな玄関口として、活力と交流機能の向上を図る産業構想拠点として位置づけがされております。

この位置づけにより、昨年度スマートインターチェンジ周辺地区のまちづくり協議会を設立し、同地区の土地利用について協議を重ねた結果、民間企業から商業系での進出希望もあり、商業系、業務形態はアウトレットモールで進めるべきとの提言をいただいております。

この商業系での土地利用を進めるための都市計画の手続としましては、事業対象地の市街化区域編入を行い、民間企業の開発行為により民間活力を生かした市街地整備を進めることとなります。市街化区域編入については、上位計画の位置づけ、事業実施の確実性、区域面積の要件などが整っていることが前提条件となり、農林調整等の各種手続を町が進めることとなります。

市街化区域編入の決定権者である群馬県に商業系での土地利用について伺ったところ、スマートインターチェンジ周辺は県の都市計画区域マスタープランでは流通業務系で位置づけがされており、位置づけが異なるため変更が必要となります。群馬県では、商業系での土地利用については人口減少、

高齢化の局面から飽和状態にあるため、変更は相当難しいとの見解でありました。

玉村町として、商業系での土地利用は地域の代表者、産業団体の代表者の方々に検討を重ねていただいた貴重なご意見でもあり、また業務形態であるアウトレットモールはショッピングモールとは異なり、集客対象が半径100キロ圏内と広範囲にわたる県内や関越自動車道沿線にはない商業施設であり、地域の観光振興など他産業への大きな波及効果も期待ができ、町の新たな玄関口として活力と交流機能が図れるものと考えております。

町の現状としては、土地利用の位置づけが上位計画と異なることから、スマートインターチェンジ周辺地区の市街化区域編入に向けた考え方の整理と県との調整、協議に必要となる資料等の作成について調査検討を進めているところでございます。

高崎玉村スマートインターチェンジは、来年2月には開通が予定され、接続する東毛広域幹線道路も来年9月には暫定2車線で全線開通を予定しております。同周辺地区は、広域交通の利便性が飛躍的に高まり、県内でも有数の産業集積地域となってまいりますので、玉村町発展のための土地利用を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、実現に向けての可能性はどのことですが、さきに申し上げたように、町の新たな顔となるよう、これから県との調整を重ねていきたいと考えております。

次に、町長の任命人事についての質問にお答えいたします。質問にありました農業公社理事長、社会福祉協議会会長及び公民館長の人事は町長の任命権が及ぶものではなく、それぞれの団体が定款に基づき、また委員会に諮ったりして行われております。

農業公社理事長は、理事で構成される理事会の決議により選定され、社会福祉協議会会長は評議委員会から選任された理事の互選により選任されることが定款に定められ、また公民館長は玉村町文化センター条例第3条に基づき、文化センターの所長が兼ねることができ、人事を町教育委員会に諮り、任命し、辞令を交付しております。ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 笠原議員さんご質問の給食費の滞納状況に関するご質問についてお答え申し上げます。

まず、学校給食費の滞納実態についてでございますが、玉村町の累積未納額は去る新聞紙上で公表されておりますが、平成24年度末1,916万3,000円となっており、この滞納金額は平成11年度からの14年間の総額でございます。

その主な要因といたしましては、住所不明、あるいは転居先不明で連絡がとれずに徴収不能になったものや、就学援助及び生活保護を申請するまでの未納の積み重ね。また、近年増加傾向にあります経済的に支払いが困難と思われる家庭の未納や、保護者の意識の低下が主な要因でございます。

次に、未納者への対応でございますが、現在玉村町の学校給食費の徴収方法は銀行等金融機関から口座引き落としをさせていただいているところでございます。預金残高不足で引き落とし不能の未納保護者に対しましては、各学校を通じまして直接保護者に通知、納付書を同封してありますが通知し、直接現金納付をお願いして98.5%くらいの保護者には納付をさせていただいているところであります。

それでも、なお未納の場合、文書による粘り強い督促や夜間の戸別訪問などの取り組みを行っているところですが、先ほど申し上げたようにいろいろ要因があるため、収納率の向上がなかなか図れない現状がございます。今後は収納率の向上を目指して、さらに夜間及び休日の戸別訪問を実施することも考えていかなければならない状況にあります。

次に、児童手当からの徴収でございますが、児童手当法第22条の3学校給食費等の徴収に規定されておりますとおり、当該受給資格者が給食費に充てる旨を申し出た場合、初めてその対象になります。それと同様就学援助を受けている保護者にも、給食費の納入にご理解とご協力をいただいているところであります。

入学説明会での周知や児童手当を受給し、なお滞納している世帯への児童手当支給日に合わせた催告に案内を同封し、制度のご理解、ご利用をお願いしているところであります。

学校給食は、学校教育の食育教育の一環として実施されておりました、栄養バランスにすぐれた献立を通し、成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供し、また食育に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、さらには地場産の活用による地域の文化や産業に貢献させるなど、児童生徒の心身の発達にとって大きな教育的意義を有するものであります。

以上学校給食の意義を踏まえ、支払い能力がありながら滞納している保護者や長期滞納者などに対しては、債権管理条例に基づく徴収をも視野に入れ強い姿勢で取り組んでいくとともに、滞納対策を強化するため、町を挙げて検討していく必要があると考えているところであります。よろしくお願ひします。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、自席より質問させていただきます。

給食費の問題なのですが、なぜこんな問題になったかと言いますと、これ以前ちょうど4年ぐらい前ですか、そのころもちょうど12月議会で質問しています。そのときもう既に、前橋市がトップだったかな、そのときは。玉村町もはっきり言って、3番目、4番目なのです。なぜかと言いますと、玉村町の人口はきょう現在3万七千何人ですよ。もうじき3万6,000人になっているのではないかなというところですが、はっきり言って。人口比を見ますと、高崎市が37万人なのです。1億円という金額があります。次に太田市、太田市もこれ調べたら人口21万6,000人もいます。その中の6,600万円。お隣の伊勢崎市にしましても20万都市だと、20万1,000人だと。

これで5,900万円。引き続き玉村町は4番目なのです。新聞によると。これが3万七千百何人、それで1,916万円と。それで、この安中市が5番手にいますけれども、安中市は6万人いるのです。この6万人いて、これが1,118万円と。藤岡市に至っては6万7,000人で、これが1,008万円と。何で藤岡市よりも多いのだと、安中市よりも。こういう疑問が誰しも浮かんでくるのではないかと思うのです。

金額的に、先ほど11年からの累積で来ているというけれども、そんなにしてどうしようもないのなら、そこで処分してもよかったのではないかという気もあります。なぜかというと、これ間違いを起こしますからね、こんなにあると。今1,900万円でどんな買い物ができるかと言いますと、玉村町で建て売り住宅が買えるのです。こういうこととよく比較して行政のほうはやってもらわないと、非常に困る。はっきり言って、今玉村町のちょうど元新井町長の裏で売っているところ、2,100万円です。土地が55坪。だから58、建物36坪、何とこれが給食費の滞納と一緒になってしまうと、こんなことをしていたらどうにもならないでしょう。ですから、どうしたらこれを回収できるのか。正直な話、玉村町の人口で20万都市と肩を並べているようでは、これはもう誇れるものではない。ぜひともその努力してもらって、先ほど出た児童手当、どうですか、児童手当から引きますよと言って生っちょろいことを言ったのでは、うんとは誰も言いませんよ、もう。正直な話、この給食費、重く見詰めると、はっきり言ってよく言っているわけです、食い逃げと同じです。我々が飯を食べてお金を払わなかったら、これはもう本当に無銭飲食になってしまうと。それに匹敵するのだということをやはり保護者に聞いてもらわなくてはならないし、中には保護者の人にちょっと話を聞いたら、義務教育なのだから飯はただで食わせてもいいではないかと、こういう感覚の人がいるのです。

だから、この辺をやはりたださいないと、でははっきり言って玉村町はこれだけ住んでいる人間、恐らく調べてみると先祖代々玉村町に住んでいる人は、おじいさんの代から、恐らく一人もいないのではないですか。やはりよそから来て、腰かけ的に町長が子供を育てるなら玉村町なんて言うから、では玉村町に行って、どこに通勤するのもちょうどいいところだから、ではそこにある程度いて、それからまた方向性を決めればいいと、そんなようなたぐいの人もいるのではないかと。でなければ、玉村町がこんな人口の問題でいくわけないのです。だから、その辺をよく検討して、今後どのような方法でこの金額を。前橋市は相当あったのです。上に載ってこないのです。なぜかといったら、半強制的に児童手当から回収してしまっているのです。だから、これ払わない人がいたのであれば、児童手当から、もう強制的に引くよというような方法に持っていかないと、いつになってもだめ。

今度私も前期高齢者になってしまったと。もらう年金から黙って引かれてしまうのです。では、高齢者の年金からばんばん引いておいて、給食費は引かないのかということになってしまうのです。こんなばかなことがあるのかと。それは、いろいろ法律的なことを言うと思うのです。こうだ、ああだと。だから、そんなことを言ったのではどうしようもない。では、高齢者のほうはやたらいじめられてしまって、はっきり言って後ろにいる人とか、みんなそうだと思います。それで、孫の給食費払わ

ないと、食わないと。それで、未来が明るい子供を育てると、育つわけないよ、こんなことをやっていけば。

だから、その辺はちゃんとやっぱり考えて、いかにしたらこの数字が低くなるか。来年の12月ごろ、また私がするときには必ずこの数字を低くしてもらいたいと。はっきり言って500万円以下ぐらいの。そのぐらいの努力をしないと……

◇議長（柳沢浩一君） 笠原議員に申し上げます。質問をしてください。

◇4番（笠原則孝君） そんなわけなので、ある程度ちょっと文書で多くやるとならないので、自席に戻ってやっていますけれども、わかりました。

では、そんなわけでどのような方法で今後やって、これを減らすかというその対策。先ほどぱっと聞いたのですけれども、ちょっと簡単に。簡単に難しく、わかりやすくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端秀信君発言〕

◇学校教育課長（川端秀信君） 先ほど言ったように平成11年からの実績なのですけれども、今まで担当者もいろいろかわりますけれども、議決を経て不納欠損とかもやってきましたけれども、これからは地道にやって、夜間訪問したり、休日訪問して保護者と対応していかないと、これは解決できない問題で、地道にやっていきたいと思えます。

また、債権管理条例も制定されましたので、それに基づいて一応給食費の滞納の1人当たり大体20万円以下で滞納している人が約95%ぐらいなので、簡易裁判所なんかでも60万円以下なら簡易裁判所の申請でも裁判ができますので、こういう強い姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それと、何か高崎市のほうもちょっと教育長のほうが勇み足でやってしまったらしいのですけれども、給食費の未納のときは提訴もというようなことで、これ町は考えていますか。今言ったとおり、60万円以下はできないかと言っているけれども、そんなことないです、やれば。

だから、その辺もやはり視野に入れて、いかにしたらできるかということも考えて、それをおどかしでもっていいのです。それで、児童手当からできればやってくれと。一番いいのは、この児童手当からです。一番問題なのは、人口がこれだけふえたり減ったり、ふえてきて減っていると。

ですから、山間部の上野村だとか、その辺ははっきり言って、これは町がみんな払っています。これが全部。それは、人口が少ないから、児童が少ないからできることであって、やっぱり玉村町はこれからふえるでしょう。その辺のまた対策のほうをちょっと教育長、お願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） ただいま議員さんご指摘いただいたことも踏まえながら、児童手当についても、生活保護の就学援助についてもできる制度を利用しながら。

もう一つは、その意識を給食費の納入意識を向上させる、そういう意味での取り組みも学校を通して進めていきたいというふうに考えておりますし、最終的には債権管理条例も踏まえた形での強い要請もこれからとっていきたいというふうに考えているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

◇4番（笠原則孝君） 先ほど夜間もやっているのだというけれども、それ夜間どのくらいの時間までやっているのですか、徴収のほう。ちょっと、それ参考までに。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

[学校教育課長 川端秀信君発言]

◇学校教育課長（川端秀信君） 時間的には、大体我々の仕事が終わってから8時ぐらいまでやっております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

◇4番（笠原則孝君） それで、保護者に行き会える確率はどんなものですか。よく行ってもいないなどという話があったというのですけれども、その辺はどのようなのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

[学校教育課長 川端秀信君発言]

◇学校教育課長（川端秀信君） 正直言いまして、いるうちは大体4割ぐらいで、あと6割ぐらいはちょっと真っ暗な状態でおります。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

[4番 笠原則孝君発言]

◇4番（笠原則孝君） わかりました。

それでは、夜やっぱり8時ごろだということになると、まだ戻っていないと。ですから、一応やっても確率的には今言ったとおり4割だから、残りの6割が残ってしまうと。だから、その辺をうまく支払わせる方法。訪問しても、では皆さんに10時、11時までサラ金の取り立てではないのだから、そんな夜遅くまでやらせても、ちょっと迷惑的な人権のことも起きるから、その辺の努力を重ねて。ほかは、同じ地区の人が行くといけないから、なるべくその地区に関係ない職員が行くと。例えば板井から川井のほうへ行くと。川井のほうは上陽のほうに行くとかという、そんな方法でやっているのだと。そうすると、やっぱり知っているとどうしても、そこは甘えられてしまうので、そのようなことも視野に入れて。随分言うと、時間的にまだ2つありますからこの辺でやめますけれども、ぜひひとつ次は新聞に載らないように、こういうことは。こういうことが新聞に載らないようにぜひ

やっていただきたいと思いますので、最後に載らないようにやるにはどういうふうにするかというのを教育長に最後お聞きしたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） まず、広い意味で考えると、その意識をいかに高めていくかということが第一にあるのだらうと思います。

そして、もう一つ、やはり考えなくてはいけないのは、今実際に徴収についても非常に難しい状況があるということは議員さんもお存じのとおりだと思います。そういう中で、制度の活用ももちろん先ほど申し上げましたけれども、ある意味では高崎市がとっているような督促の中身も強い督促にしていくことも必要かなというふうに考えておりますし、何せ状況をそれぞれの関係する機関と協力をしながら、さらにそれを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） では、ぜひそのようにして、この1,900万円がもう少なくなるように、ひとつご努力ください。

それと、次が2番目、大規模開発のことなのですが、町長の話はちょっと聞いたのですが、今どの辺まで進んでいるかと。

そして、この大規模のほうを聞くとまだ除外だの申請だのいろいろ開発許可が残っているのですが、今どんな程度までいっているのですか。それで、いずれにしろインターの近くというのはいろいろ調べてみると、物流系というけれども、運送屋さんだね、早い話が。運送屋さん系統は何か4キロか、その辺まではすぐ許可になるけれどもというような話が出ているし、それではということで、やはり町長がアウトレットと言ったので、例えばこの近くのアウトレットはどこかという佐野市にあります。あそこも佐野藤岡インターのすぐ近く、50号の端ということでありまして、もう一つはこの近辺では軽井沢にありまして、軽井沢のところも、やはりそのような状態。そして、今度は入間市にもあると。それも圏央道の端からおりたところということなので、そこら辺をうまくやれば物流系ではなくてもいけるのではないかというような気がするのですが、その辺どんな状況でやるか、もう一度よくお聞かせいただきたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今現在どのような手続で進んでいるかというお話だと思います。

ことしの3月に地域協議会から提言書をいただきました。それに基づきまして、県のほうにこういう話があるのだがということで、都市計画課のほうにはおつなぎをさせていただいています。

その中で、都市計画課のほうでは、やはりこの約20ヘクタールということになりますと、単に開発とい

うだけでは済まない。市街化編入をしなければいけないというのが、まず第一点です。

その市街化編入をするための手続ということでございますが、先ほども町長のほうからの答弁にもございましたが、そこら辺が県と調整をしておるわけですが、なかなか進んでいないのが現状かなというふうに思います。

これから、また県との調整の中で、今現在町でもどうやってこの地域を市街化編入するかということでコンサルのほうにも委託をしております。そういう面で、いろんな調整を図りながら進めたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大体その調整のほうと編入するほうを聞いたのですけれども、まず同じような規模で、何か吉岡町が申請しているらしいです。そこにうわさでは、新聞にちょっと出たけれどもジョイフル本田が出てくるとかというのがあるのですけれども、吉岡町は今どの辺まで進んでいるのかわかりますか。ほかの自治体のことで申しわけないのですが。

それに伴って、どちらかといえば吉岡町がそこまでいったのなら、たしか吉岡町は今人口がふえています。ふえているね、余裕があるから。線引きしていないから、どこでもうちを建てられるからふえているのだと。それと橋もかかったし、そんな条件が重なって吉岡町は今人口増加。玉村町は、反面人口減少という状況なのです。

交通の便からいったら、吉岡町がいいといっても関越道だけなのです、あそこは。玉村町は、見たとおり関越北関東と、これを結んでいるのに、何でこっちがならなくて向こうがなってしまうのかなと。県が意地悪しているのかな、それとも玉村町がだめなのかな、県に対してと。そういう疑問も生まれてくるのですけれども、その点いかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 吉岡町が、今現在どこまで進んでいるかという話は、ちょっと私も何か吉岡町にそんな話があるということは聞いておりますが、どこまで進んでいるかということは全くわからない状態です。

先ほども町の中でどう考えていくのかという中で、やはり町ではこの地点をまずは物流系ということで手を挙げさせていただいています。そういう中で、県としてはなかなか商業系のもをつくるのが難しいと。群馬県でも人口が減少している。いろんなそういう面で、商業系の飽和状態というようなものも出てくるということでお話をいただいています。しかし、町としては一般的なモールとは違って、アウトレットということになれば一般の買い物客とは違う方がこのアウトレットに来てくれるという中で、群馬県の観光等にもひとつ役に立つということで、町の玄関でもあります、県の玄関としても有効に活用していただきたいということ、県のほうにもお願いをしております。

そういう面で、なかなか話のほうは進まないのですが、徐々にコンサル等を使いながら進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 大體概要はよくわかりました。

そして、この20ヘクタールはインターのよく聞かれるのですけれども、北側だと言われているけれども、これインターの北側というところであれですかね、上新田のところから、あのインターにやはりあれば354バイパスに接して、それでずっと今度は北側については関越道の側道からずっと板井のほうまで20ヘク。そうすると、あそこに高圧線がある、見てきたら。あそこの今度その辺の場所的なことと、あそこの耕作者、どうも玉村町の人だけではないような気がして、下齊田の人とかいるようなのですけれども、その点はいかがなものなのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 場所的にはスマートインターの北側ということで、スマートインターを出て東毛広域幹線道路を渡った北側を予定しております。その北側から西側には滝川がございます。滝川の縁をずっと北へ上っていきます。そうすると、田んぼの境界で1カ所排水路が東西に走っているところがございます。ちょうど板井と新田の住宅の真ん中当たりの田んぼのところになるかと思ひますが、約ちょうど南北の中間ぐらいのところを東西に排水路が走っていますが、その排水路までというところで約20ヘクを予定してございます。

そういうことで、なるべくその中で考えていきたいということで現在進めてございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 地権者はほとんどあれですか、玉村町の板井の人とか上新田の人なのですか、それともやはり高崎市の人も含まれるのですか、どうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 失礼しました。

地権者の方ですが、ほとんどが高崎市の方というふうに認識しております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今聞いたら、ほとんどが高崎市の方というのでがっかりしてしまったところなのですけれども、その辺なので話はあれですか、そんな高崎市の方などにインターのところ側道ですか、それをつくるのにも幾らかもめているのですけれども、金額で。その点は大丈夫なのです

か。また、今のインターのあれさえ値段が合わないなんて騒いでいるところへ持ってきて、またアウトレットを持ってきてこんなものだということになってしまったら、その辺はどうなのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 用地買収の件につきましては、まだまだ先になるということだと思います。

今現在開発を希望している業者等うちのほうも話をした中では買収はしないと。賃貸借でやらせていただきたいというような条件で示していきたいということでございます。

買収価格というのは、まだまだ先ということで、業者としても買収はほとんどする予定はないという話も聞いております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） そうすると、今はやっている定期権つき借地権というやつですか、あれの20年間ぐらいでいくということですね。わかりました。

それと、まずこれを聞く前に、これ話があっちこっちからいろいろ来るのですけれども、これ相当話が漏れてしまっているのですか、その辺がちょっと。つまらないところからどうのこうのとかと話があるようなのですけれども、その点はどうなのですか。それともコンサルタントに頼んで、そのコンサルタントがあっちこちに振っているのかね、その辺どうなのでしょう。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） この話がいろんなところから来るということでございますが、その中ではやはり提言書ですか、玉村町のスマートインター周辺まちづくり協議会等の協議会の提言書等は表に出てございます。そういう中で、議員さんのほうにも全員協議会等でお示しをさせていただいていますが、そういうものの中から多分いろんな話が出ているのかなというふうに感じております。

実際に町はこれをやるということで、まだはっきり公表はしておりません。まだ、計画も本当に計画段階ということで、県等との調整もまだまだこれからということでございますので、そういう中で大まかな話の中でいろんな開発業者等がいろんな情報を聞きつけて動いているというところもあるかもしれませんが、町のほうとしても、このものということで限定して情報のほうは公開していないという状況です。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） わかりました。

それと、同じく引き続いて、この大規模開発なので、今度文化センター周辺の開発、これ今どの辺

ぐらいまでいって、何とか200棟ぐらいのうちのうちを建ててやりたいというのだけれども、ちょっとこの辺も。

◇議長（柳沢浩一君） 笠原議員、文化センター周辺の開発については通告に入っていないと思いますが。

◇4番（笠原則孝君） それはわかっているのですけれども、ついでに。いつごろできるという、簡単なのでいいです。それ以上しませんから。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 申しわけございません、私も資料を持ってございませんので、私のわかる範囲でお話をさせていただきます。

今現在地域の地権者の皆さんには説明会等を進めさせていただいております。また、都市計画等の縦覧等も進めさせていただいている状況でございます。

いつごろということになりますと来年の夏、6月、7月、8月ぐらいには市街化区域の編入が認められるのではないかとというような状況です。その後、今度は区画整理の申請をします。区画整理の申請をして、この認可が来年度中におりれば27年からでも早々にでも、今度はその区画等の造成を始めていきたいというふうに考えています。

まずは、調整池とか、そういうものから始める予定でございますが、そういうことで多分早くても29年度ぐらいの販売開始というふうなことになるのかなというふうに感じております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 通告外で申しわけなかったのですけれども、ついでに大規模開発ということで今聞きました。

それと、次は人事の選考なのですが、今までいろいろ聞きますと、文化センターだとかいろんなところは町に幾らか貢献のあった人が皆なったのだと。それが、余り貢献ということではないのだよ、そうでなくもなってしまった。それで、今聞いてみると評議員会を開いたりなんなり話が出ているのですけれども、そのとき町長の意見というのはそこは横からは出ないのですか、どうなのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 私がそこに入っているのは、農業公社の理事に私が入っております。あとは入っていないので、現実には会議には出ていません。

ただ、報告はございますということでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 報告があるということは、それは事後報告なのですか。事後報告ですか。

〔「事後報告」の声あり〕

◇4番（笠原則孝君） はい。では、決まってからの報告と。

いや、そうではないのです。いろいろこれやりますと、たまたま町長の後援会の一生懸命働いている人がついていると、はっきり言って。そんなのでいいのかよ、こうなってしまうのです。例をとりまして、個人的な名前を上げてもしようがないのだけれども、そのようなことを言うてくる人がいるので、ぜひ、ではそうではないのだということを町長のほうから言うてもらわないと、何か町長の選挙のときの論功行賞で人事をやっているのではないかというような話があるので、大まかみんなそう思っているのではないかと思うのですけれども、その辺を一つちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 私がおつき合いしている、多分私を応援してくれたのではないかなと想像はしています。ただ、私の後援会の役員だとかなんとかからなっている人は、今のところまだおりません。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今のところいないということなのですけれども、何かみんななっている人が弟さんの同級生だということで、非常に疑惑を持たれております。はっきり言って。

だから、その辺ができれば一つ一つ上げてもしようがないのだけれども、その辺はみんなわかると思うので、それはどうしてなのだと。もっと違うのがいい、違うあれがないのかと。そんなようなのがどうも出ていて、何かしっくりいかないと言っているのです、ぜひここで今その弟さんの同級生がなっているというのはどうなのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 笠原議員も弟の同級なので、私も一生懸命応援している仲でございます。

ただ、私は選挙で1万票近い票をとっていますので、その辺は選挙が終わった後にそういうことになると、そういう疑惑を持たれるということは我々の宿命かなと思っております。真っ向私に反対している人を私が推薦するとか、容認するというのは、この世の中ないと思いますので、多分そういうことで、それはそういう町長の気に入った人だろうということの疑惑が出てくるのは、これは世の中の常ではないかなと思っています。

ただ、私としてはそういうことで推薦したこともないし、先ほど申したとおり理事会、評議員会、公のところで審議をいただいて決定しているという人の報告を受けていますので、私としてはそれで

よかったのではないかなと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 笠原議員に申し上げますが、ただいまの発言については若干本質になじまない、不穏当な部分と当人に対する名誉の問題、こういうこともありますので、発言については若干の注意をお願いしたいと思います。

◇4番（笠原則孝君） はい、わかりました。でも、個人名出してないからね。

◇議長（柳沢浩一君） 次、どうぞ。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） なぜこのようなことを言うかという、やはりそのようなことが出て、例えばみんな今の安倍総理にしても、NHKの人事は昔家庭教育してくれたとか、教師していた人になるのだと。そこで、いろんな自分が押し通したのだということがあるので。

だから、町長何遍も聞くけれども、自分のほうの意見でこういうふうにしてくれという指示はしたことはないのですね、JAについては。わかりました。

◇議長（柳沢浩一君） 終わり。

◇4番（笠原則孝君） 終わりではない、まだやるよ。

◇議長（柳沢浩一君） ないのですねというのが質問だから、どなたか答えて。

町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 私としては、最大限公正に、そういう疑惑を持たれないようにする努力をしております。

ただ、立場、立場で、こう選挙で選ばれた人間でございますので、選挙は応援者がいないと選挙で勝てません。玉村町で、私が9,000票以上とっていますので、その9,000票以上の中から選ばれている可能性はあるのではないかなと私も思うのですけれども、ただ私は先ほど笠原議員さんが申したとおり、そういうことで論功行賞的にこの人をとかなんとかということで選んでおりません。

ただ、選ばれた人は、誰が見てもまだまだ公平に適任者かなと、私も適任者かなと思っておりますので、その辺については自信を持って推薦をしてくれた理事会と評議員会との決定について容認をしております。

◇議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） よく、これいろんな、逆にこれだけ公表してしまうと楽ではないかと思うところもありますので。

残り時間12分、まだやればやれるのですが、ちょっと私もきょうは鼻炎ぎみなので、この辺でちょっとお開きしたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（柳沢浩一君） それでは、休憩をいたします。午後は1時30分より再開いたします。

午前11時44分休憩

午後1時30分再開

◇議長（柳沢浩一君） それでは、再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 引き続き、一般質問を行います。

次に、9番町田宗宏議員の発言を許します。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 議席番号9番の町田宗宏でございます。傍聴人の皆様には寒い中、またお忙しい中わざわざこの議場まで来られて、余りおもしろくもない話かもしれませんが聞いていただくと、心から感謝をいたします。

先般の町議会議員選挙が終わった直後ですが、ある町民の方が次のようなことを言っておりました。今回の町議会議員選挙が無投票だったのはよかったのか、悪かったのかわかりませんが、自分は誰が議員になっても余り変わらないと、同じようなものだと、そう思っております。町からどんな議案が提案されても、賛成多数でみんな可決してしまうと。議会が議会の役割を果たしていないのではないかと。議会があってもなくても同じようなものだと、そんなふうを考えております。一番心臓にこたえたのが、ほとんどの議員の皆さんが税金泥棒のようなものではないかと、そう言ってもいいぐらいに思っております、町田さん頑張ってくださいと、こう言われまして、大変厳しいご意見だったのですが、ずっと反省をしております。これから4年間命がもてば議員生活を送るわけですが、議員税金泥棒とか言われぬように、自分の持っている力を最大限発揮してやっていきたいと、このように思っているところであります。それでは、本論に入ります。

今回の一般質問は、学校給食について、小中学校の教室にエアコンを設置することについて、雨水対策についての3件について質問をいたします。

最初に、学校給食について、3点質問をいたします。1点目、午前中の笠原議員の質問にもありましたけれども、10月11日の上毛新聞によりますと、玉村町の学校給食費の滞納額は群馬県内において最悪の状況にあります。その原因と対策についてお伺いいたします。

2点目、玉村町の学校給食は給食センターで調理し、それを各学校に配送する、いわゆる給食センター方式で実施しておりますが、各学校で調理する自校方式に変えたらどうでしょうか。

3点目、給食センターでは平成24年度から3年契約で調理等の一部を民間委託しております。食事は、子供たちの健康や体力、あるいは勉強等に極めて大きな影響を及ぼすものであると思います。もとのように全て学校の職員が実施するようにしたらどうでしょうか。

大きな2件目、小中学校の教室にエアコンを設置することについて質問をします。ことし9月の定例会において、ちょうど3カ月前ですね、私の小中学校の全教室にエアコンを設置されたいとの一般質問に対しまして、教育長は、要旨次のように述べられました。必要性については理解しているので、他の行政課題や学校の要望等を踏まえて検討したいと、このような答弁でありました。そこで伺います。

1つは、その後の検討結果について。

もう一つは、来年4月から消費税が8%にアップします。今年度中に小学校の低学年の教室だけでもエアコンを設置したらどうでしょうか。

3件目、最後の質問です。雨水対策について質問をします。町内には、雨が降るたびに道路冠水や住宅への浸水被害の発生する地域があります。例えば上之手の1700番地の11付近、南玉の586番地の1付近等々であります。そのほかにもたくさんあるかと思いますが、このほかの地域でも同じような地域があると思われまので全町的に調査し、対策を講じていただきたいと思えます。

以上で1回目の私の質問を終わります。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 9番町田宗宏議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、学校給食についてですけれども、これは教育長のほうからお答えします。

次に、エアコンの件です。これも教育長のほうからお答えいたします。

私のほうは、3番目の雨水対策についてお答えいたします。近年ゲリラ豪雨や台風上陸の増加など、短時間で多量の降水量を記録する現象が増加をしております。局所的に道路冠水や家屋の浸水が発生するようになりました。全町的には、雨水幹線の整備を中心とした排水路の整備計画を進めております。しかし、既存の排水路が設置時から数十年が経過して老朽化したり、その後の宅地開発や農地整理など、周辺環境の変化に対応できていないため、既存の排水路では処理できない箇所が生じております。

議員がご指摘する箇所も古くからの住宅地であり、既設の道路排水路の断面が小さくて、道路舗装表面上にあふれてしまった箇所であろうかと思えます。この場所は、以前は住宅地の周辺が田畑であったので雨水を滞留させられたため、今までは問題が生じなかったわけですが、近年は田畑であった場所が順次宅地に開発されており、昔からの住宅地が周辺より低地となってしまう、周辺の住宅地からの雨水排水が流れ込み、道路冠水や家屋への浸水被害を引き起こしていると思えます。このような被害を防止するために、道路排水路の整備は順次進めておりますが、ゲリラ豪雨時は現段階の整備状況では対応し切れないのが実情でございます。

今後も関係課で協議をしながら、このような冠水、浸水要因の調査、排水路の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 学校給食の質問について、まずお答え申し上げます。

まず初めに、学校給食の滞納の原因と対策についてお答え申し上げます。学校給食費の滞納の原因は、住所不明者や転出先不明者で連絡がとれずに徴収不能となった者や、就学援助の対象者や生活保護の対象者が受給開始するまでの未納分であります。また、近年増加傾向にあります経済的な事情で支払い困難と思われる家庭の未納や、保護者の納付意識の低下も要因であると考えているところであります。

次に、新規滞納者の抑制であります。まず学校給食の意義や果たす役割を保護者に十分に認識いただくことを強く推進していきたいと考えております。具体的には、入学説明会において就学援助制度の活用や、児童手当からの申し立て納入等で未納にならない対策をしっかりとっていきます。

次に、現年度未納者対策ですが、現在玉村町の学校給食費の徴収方法は銀行等金融機関からの口座引き落としとさせていただいているところであります。預金残高不足で引き落とし不能の未納保護者に対しましては、学校を通じまして直接保護者に通知をしているところであります。直接現金納付をお願いして、約98.5%ぐらいの保護者には納付をさせていただいているところであります。それでもなお未納の場合には、文書による粘り強い督促や夜間の戸別訪問などの取り組みを行っているところであります。

今後は、収納率の向上を目指して、さらに夜間及び休日の戸別訪問を実施することも考えていかなければならない状況もあります。

続いて、過年度滞納者対策であります。支払い能力がありながら滞納している保護者や長期滞納者などに対しては、債権管理条例に基づく徴収をも視野に入れまして、強い姿勢で取り組んでまいります。

次に、（２）の玉村町の学校給食を給食センター方式で調理し、それを各学校に配送するシステムから、各学校で調理する自校方式に変えたらどうかのご質問にお答え申し上げます。

まず、玉村町の学校給食は昭和24年に自校方式で開始されまして、昭和51年に現在の給食センター方式に移行しました。現在の給食センターでは、小学校5校、中学校2校、幼稚園2園、福祉作業所3カ所に1日約3,800食の給食を週5回供給しております。給食センター方式と自校方式を比べてみたとき、今まではセンター方式では配送の間に温かいものが冷めてしまうのではないかと、栄養職員の給食指導が計画的に行われるのかどうか、設備等の経費も大きくなってしまっているのではないかと等々言われてきたと思いますが、現在では食缶の保温機能も高まったことや、学校等への配送も調理後30分以内で済みます。また、栄養教諭や栄養士等が3名食育教育を年に延べ300回ほど実施しているほか、保護者の試食会も学校や給食センターで行うなど各学校との連携も図り、食育教育の充

実に努めているところであり、大きな成果を上げていると考えております。

さらに、運営面におきまして、今後自校方式に移行しますと、各学校に新たな調理施設や設備を整備するほか、備品類の購入など多額の初期投資費用が必要となります。また、ランニングコストとして給食数に見合う調理員の配置による人件費の増大や施設の維持費、食材の仕入れ単価の高騰など困難な状況が発生すると思われます。したがって、玉村町では現状の給食センター方式を継続し、より自校方式と遜色なく安心安全な学校給食を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)の食事は子供たちの健康や体力、勉強等に極めて大きな影響を及ぼす。玉村町では調理等の一部を民間委託しているが、もとに戻すべきであるとのご質問にお答え申し上げます。玉村町では、平成24年度より学校給食業務の中の調理業務及び配送業務の民間委託を実施しております。ことしで2年目となりました。現在学校給食センターにおいては、栄養職員が学校給食摂取基準に基づいた食事摂取量、食品構成表及び献立を作成し、児童生徒の健康増進が図れるよう栄養管理をして、その献立に基づき給食物資の選定、購入、検収等物資管理を行っており、その後栄養職員の指導、助言を受け、委託業者が調理、配食、洗浄を行っているところであります。

委託業者と給食センターでは、毎日綿密な業務打ち合わせを行うなど意思の疎通を図り、さらにスキルアップを目的として、群馬県教委主催の衛生研修への参加や会社独自の衛生研修や衛生指導を実施し、常に緊張感を持ち、安心安全な学校給食が提供できるよう最善策を講じております。

また、例年行われている中学生の職場体験においても、給食の必要性や大切さを学ぶため、食材の搬入から調理、食器等の洗浄までを通して、中学生の体験学習にも協力をいただいております。

以上のように、スムーズに委託業務が履行されている現状を踏まえ、今後も継続していきたいと考えているところであります。

続きまして、大きい2番の小中学校の教室にエアコンを設置することについて、ご質問にお答え申し上げます。さきの9月定例会においてもお答えしましたが、教育委員会では夏の暑さ対策として何ができるか、何をすべきかと。あるいは、他市町村の動向や学校の要望などを踏まえながらいろいろと協議を重ね、できることから対策を講じてきたところであります。

具体的なことは、これまでもお話しさせていただきましたので、議員さんご承知とは思いますが、現状検討してきた中で、まず県内の状況を見てみますと、昨年平成24年10月1日現在で小中学校の普通教室におけるエアコンの設置率は40.8%、本年度4月1日現在では約44%と聞いているところであります。また、普通教室におけるエアコン設置率100%の県内市町村は、近隣市町村では前橋市、伊勢崎市のほか吉岡町、榛東村が設置済みであります。また、暑さが厳しい東毛地区では、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町が設置済みとなっております。このほか高崎市や太田市でも設置に向け準備を進めていると聞いているところでございます。

一方教育委員会におきましても、他市町村の動向を踏まえつつ校長会としての意見を聞く機会を設けたり、夏場の教育環境として教室の気温調査をするなど、子供たちにとって望ましい学習環境のあ

り方を継続的に検討してまいりました。

学校現場では、時には暑さにより疲労が蓄積し、集中力が途切れてしまうと、そういった場面も見られるとのことですが、子供たちは暑さに耐えながらも一生懸命、そして真剣に学習に取り組んでいるということでもあります。

管内校長会からも、子供たちの健康への配慮、またよりよい学習環境が提供されるようエアコン設置の要望書が、去る9月20日に町長及び教育長宛てに提出されたところであります。

教育委員会といたしましても前回の質問時にお答えしたとおり、その必要性は十分理解しており、今後子供たちが学習に集中できるような環境を考えていかなければならないと考えております。しかしながら、実際にエアコンの設置となると多額の経費を要することになります。今町では第4保育所の建設や、仮称ではございますがたまむら道の駅の建設、あるいは東毛広幹道アクセス道路の整備、文化センター周辺まちづくり事業の推進のほか、学校施設を含め老朽化した施設の改修が急務で、人口減少とともに確実に進行しつつある少子高齢化により税収も減少傾向にあり、今後も厳しい財政運営となることが想定されると聞いております。

議員さんおっしゃるように、消費税が引き上げられる前という考えも理解できるところでありますが、今後こうした町全体としてのさまざまな行政課題を総合的に勘案する中で、その順位性をも踏まえつつ、学校の要望、意見等を大切にしながら協議を重ね、設置するときには低学年のみならず、必要な教室全てに設置する方向で、さらに検討を重ねていきたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 以後は、本席から質問を続けます。

まず最初に、学校給食の滞納金の問題ですが、平成11年度から14年間の累積であると、それが群馬県下で最悪の状況にあると、こういうことなのですが、平成11年から14年間の各年度ごとの滞納額と何人ぐらいが滞納しているかをお聞かせください。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端秀信君発言〕

◇学校教育課長（川端秀信君） このデータでいきますと、年度ごとにいきますと、大体200万円前後ぐらいがほとんどです。人数的には、保護者で大体30人前後から50人前後、あと未納子供の数からいくと大体60人から、多いときは100人ぐらいで、平均そのぐらいでいっています。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 次に、年度別の滞納額と滞納者数を教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

[学校教育課長 川端秀信君発言]

◇学校教育課長(川端秀信君) 単年でありますけれども、大体このデータでいくと17年から24年で現年なのでありますけれども、17年が134万100円、18年が144万686円、19年が172万239円、20年度が190万5,797円、21年度が236万8,602円、それで22年が237万3,419円、23年度が282万6,647円、24年度が266万9,684円となっています。

17年からなのでありますけれども、子供で未納者は44人、18年が55人、19年が68人、20年が82人、21年が102人、22年が92人、23年度が93人、24年度が95人です。

◇議長(柳沢浩一君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) 今お聞きしますと、滞納額は年々ふえているようです。それから、滞納人数はずっとふえてきて、20年ぐらいから大体一定、90人から100人ぐらいになっていますね、そういうことでよろしいわけですか。

次に、多額滞納者、昔は多額納税者というのがあったのですけれども、逆に多額滞納者、10傑を教えてください。多い人から10人、滞納額。

◇議長(柳沢浩一君) 学校教育課長。

[学校教育課長 川端秀信君発言]

◇学校教育課長(川端秀信君) 個人的には、給食費は大体12カ月払っていますし、それで9年間ですけれども、大体30万円台が一番個人では多いのですけれども、世帯でいきますと大体90万円台が1件あります。次が、70万円台が2件、60万円台が1件、大体それがベストスリーぐらい。個人でいくと大体20万円以下が95%を占めています。世帯でも20万円以下が83%。

以上です。

◇議長(柳沢浩一君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) 学校教育課としても滞納金を減らすためにいろいろ努力していると思うのです。それで、教育長からもるお話がございましたが、私の考えをちょっと述べてみたいと思うのです。

まず、滞納額90万円とか70万円とか60万円とか人数は少ないのですが、この人たちはもう納めるお金がないのですか。

◇議長(柳沢浩一君) 学校教育課長。

[学校教育課長 川端秀信君発言]

◇学校教育課長(川端秀信君) どっちかという生活が苦しくて、大体子供は3人とかそういうので滞納している例があります。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それで、私が一番最初にやるのは、多額滞納者をまずなくすということが重要ではないかと思うのです。そうすればお金が全然ないということもないのだと思うのです。それで、子供さんのこともあるから、そういう人をまずなくすのがいいのではないかと。

もう一つは、新しい滞納者を出さないと、これは教育長も先ほど言われましたが、入学時にこういうことで納めますと。納めなかったらどうしますということをはっきり言うことだと思うのです。というのは、納めなくてもいいと、納めない人がいっぱいいると、何百人もいると。それならうちだって納めなくていいのではないかというムードになると困ってしまうということです。だから、最初が肝心ですから、滞納者を出さないように最初にしっかり教育をします。納付をしなかった場合は、このようにしますということをはっきり言ってやるのが大切ではないかと。

それから、もう一つは滞納したまま卒業をさせないと。小学校でも中学でも、みんな許してしまっていると思うのです。その卒業前、在校中もあるのですけれども、三者面談というのを必ずやっていると思うのです。必ずやっていると思いますよ、年に1回やそこいら。それで、特に6年生とか中学3年生になれば何回かあると思うのです。進学のことなどありますから。そのときによくお願いをして、それで滞納者をなくすと、こんなことをされたらいかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端秀信君発言〕

◇学校教育課長（川端秀信君） 入学時に児童手当法の22条の第3項に基づいて申し立てによって給食費を納入できるという、それが一番大きなメリットがあるのですけれども、それも全部進めていますし、あと就学援助も進めています。それで、就学援助なんかでも、昨年でも141件の申請がありまして、それに基づいて引き落とししておりますけれども、大体そういう説明は随時しております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 次に、この滞納者の人たちの家庭訪問ですか、家に訪ねて行って払ってもらうようお願いしているようではございますけれども、それは誰がやっているのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 川端秀信君発言〕

◇学校教育課長（川端秀信君） それは、学校教育課の職員がやっております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 非常に大変だと思うのです。

それで、役場には収税係というのがあります。税金を滞納している人の税金を取り立てに行くとい

うのですか、払ってもらうようお願いに行っている人がおると思いますが、何人ぐらいおられますか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 正確な数というのは、当然事務分掌にありますけれども、約10名ぐらいの収税室のほうの職員でやっているということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 済みませんね、税務課長がきょういないから。

私は、その収税係の皆さんと学校教育課がよく連携をとり合って、それでやると。滞納金を払ってもらうようにすると、これは一つの有力な考え方ではないかと思うのです。それは、法律上は問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 法律的には、問題はないというふうに考えております。

ただし、今の事務分掌上では、やはり税務課の収税室につきましては税金に限り収税ということになっておりますので、今のままでは問題がありますが、その辺につきましては事務分掌を変更していくとか、そういうふうなことがあれば問題はないというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） その滞納金、それは税金もそうだし、給食費も同じようなものだと思うのです。税金のほうは専門家がいるわけです。多分学校教育課の人よりは上手ではないかと思うのです。

それで、先ほど話ししましたように、多額滞納者などについては税務課の収税係の人が行って納めてもらうようにすると。ぜひそこら辺のところを検討していただきたいと思うのですが、町長いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 徴収ということでございますので、給食費、税金とありますけれども、税金の徴収というのは、また私債権ではございませんので、非常に難しい面があります。

ですから、どっちを重要視していくかということも必要ですし、人数をもっとふやして、そういう徴収にもっと力を入れるということも考えなくてはいけないかなと思います。

ですから、一緒くたでというのは、事務をするほうにしてみるとなかなか全体に力が入らなくなる

ということでございますので、非常に難しい面もあるのではないかなと。ただ、そういうことも検討は今後していく必要はあるかなと考えています。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 町長が申し上げましたとおりなのですが、この町の債権には公債権と私債権があるということは債権管理条例のほうでお話ししたとおりであります。この中でかなり幅広く公債権と私債権が玉村町、市町村については及びます。ざっと考えてみても、経営企画、税務課、子ども育成、住民課、健康福祉、生活環境、都市建設、学校教育、生涯学習、上下水道というふうなところに公債権と私債権が及んでおります。これらをまとめて徴収となりますと、かなりの幅広い知識が当然必要になってきますので、一つの課でそれを集約して徴収をするということがかなり難しいということになります。

その辺で、町長が申し上げましたとおり、これからはその辺は課題だとは思っておりますけれども、できれば今の状況で担当課が熟知しております知識をもとに徴収をしていただくということが、今のところはいいのではないかと考えて行っております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 今までどおりやると。そうすると、学校給食費はもう14年間もずっと同じようなことをやってきているのです。それで、徐々にではありますけれども、滞納額はふえていると。それを減らすというのは容易なことではないかと思うのです。

それで、先ほど総務課長が言われたように、いろんな課でお金を集める必要があると。それぞれの課で、それぞれの事業に応じて滞納額が出ているということなのです。したがって、それらを役場として総合的に検討すると、どう滞納金を減らしたらいいのかと。今までこうやってきたから、もうそのとおり、いわゆる縦割りです。そういうやり方ではなくて、もっと効率的に、効果的に、その滞納金を減らすにはどうしたらいいかというのをぜひ検討してもらいたいのです。

これ、1年間に多分数千万円の滞納金があるのではないですか。全部集めれば10年たてば数億円の滞納金になってしまうと思います。そういうのを少しでも減らすために、もう役場の職員の皆さんの力を結集して、滞納金を減らすのにはどうしたらいいかというのをぜひ検討してもらいたいと思うのですが、どうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） おっしゃるとおりでありまして、多額な滞納があることは承知しております。税金のほうが一番大きいわけでありまして、多くの人数の収税課の職員がおります。

9月のときに、9月の議会に玉村町の債権管理条例のほうを制定させていただきました。これにつ

きましては、債権を管理するにはいろいろな法律、地方税法とか民法とか、そちらのほうで最初から規定はされております。ただし、そこで何で債権管理条例のほうを条例化したかと言いますと、その辺を改めて職員みんなでその辺の滞納を減らそうという考えの中で、もう一度しっかり条例化して、各分野の専門的な知識を持った職員が債権管理条例に基づいて滞納整理のほうをしっかりと行っていくという方向で、この条例を定めさせていただいたということでありますので、こちらに従いまして滞納整理のほうを行っていきたいというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 大変いい回答をありがとうございました。頑張ってください。

次に、給食の自校方式と民営化から公営というのですか、役場の職員が調理等も全部やるということについて、まとめてご質問いたします。

これは、先日ある人と話をしておりましたら、こういう話をされました。玉村町の給食はコンビニの弁当。高崎市、前橋市の給食はレストランの食事、こういう話があると。教育長、ご存じでしたか。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） お褒めの言葉は聞いても、今のことは初めてでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 実は、一般質問でこの給食の質問をしますとある人に言ったら、その言葉をすぐ言われたのです。町田さん、この言葉を知っていますかと。いや、初めてだと。そんなようでは給食について質問する資格はないのではないのですかと言われてしまったのですけれども、そういう話が一部の町民の皆様だと思いますが、あるようなのです。これは、大変なことだと思います。

先ほど教育長は、自校方式にすれば金がかかるという話をされましたが、それで思い出したのですけれども、かつての長岡藩、新潟県長岡市、米100俵をいただいたと。何に使うかと。食べてしまうかと。いや、待てと。これは、お金にして子供たちの教育に使ったほうがいいのではないかという人がいたと。それで、その100俵を大人たちは食べないで、ひもじい思いをしながら子供たちの育成のための費用にしたと。これは、小泉純一郎さんが首相になったときに言われました米100俵の話。子供を育てるといふのは、そういうことではないかと思うのです。

先ほどの教室のエアコンの話もそうです。ほかに町の事業がいっぱいあると。だから、そっちのほうを優先して、エアコンなど、まずつけないと、簡単に言いますと。言いますけれども、子供のためには親は我慢してでも子供のためにお金を使ってやると、それが大人の責任だと思うのですが、町長いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

[町長 貫井孝道君発言]

◇町長（貫井孝道君） 先ほどの玉村町の給食はコンビニだという話でございますけれども、それは本当に本人が経験をして言った、町田さんが経験をして言ったのか。そうでもない、これは今まで一生懸命子供のために給食をつくっている人たちに対して非常に失礼な言葉でないかなと私は思います。

[「言ってるよ、みんな」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 傍聴の方はご意見は控えてください。

[「退場だ、退場。あれ、退場だろ」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） いや、退場では。傍聴者は、みずからの意見は控えてください。

[「退場だ。書いてあるんじゃない、あそこに傍聴者の」
の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） いや、そこまでは今の一言ではないです。

[「だって、俺が言ったことに対して反論したわけだから」「ちょっと休憩」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開します。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

[町長 貫井孝道君発言]

◇町長（貫井孝道君） ですから、私は玉村町の給食は非常に評判もいいし、子供たちもおいしい。給食の日は決まっています、父兄にも給食の試食をしていただいております。私も毎月のように行きませんが、何か月に1回は給食センターに行って、230円のお金を払って給食を食べています。私は、非常においしいというのはちょっと語弊がありますが健全な、子供たちにとってはこの給食は十分ではないかなと、自分で食べてそう思っています。

ただ、今言われたように高崎市の給食は食べていませんから、どっちがいいというのは私には比較はできません。でも、玉村町の給食がコンビニであるというのは、それはそういう人もいるかもしれませんが、私はそれは合っていないと思っています。

ですから、毎日3,800食の給食を真剣につくっている担当の皆さんに対して、非常に私は失礼な言葉かなと思いました。私はありがたいと思っています。一生懸命やってくれておりますので、玉

村町の子供に対して一生懸命おいしいものを食べさせてくれる、大変ありがたいと思っております。

そういう中で、滞納はあります。滞納はありますけれども、これは給食費でございますので、税金でしたら差し押さえなりとかいろいろな法的な手段をとれるのですけれども、今のところ給食でございますので、余り強い取り立てができないというのが現状でございますから、それに甘えているというのは、そういうことはあると思います。ないとは言えないと思っております。

でも、担当者は毎日努力をして、この滞納金を少しでも減らそうと努力をしております。そういうものを勘案した中で、私は玉村町の給食がこれほどのことを言われたのは町長になって初めてでございます。ちょっと許しがたい言葉かなと思います。

今後そういう言葉が間違っていたというようなことになるとは思いますが、そうなるように給食を担当している皆さんは本当に子供のために朝早くから冷たい水の中で水を使って清潔に、そしておいしいものをつくろうという気持ちでやっておりますので、いずれそれはわかると思います。そういうことを言っている人にもわかってくと、私は思っております。

そういう意味で、今の自校方式という言葉が出ましたけれども、現実には自校方式というのは今の玉村町としてはいろんな面から考えて、総合的に考えて、私はベターではないのではないかなと考えております。先ほど教育長が述べたような意見に私は賛成でございます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 上に立つ人は、いろんな人の言うことに素直に耳を傾けると。誰もですよ、私も今給食センターで働いている人たちが一生懸命やっていないなんて言わないのに、町長は何を考えているかわかりませんけれども、そこら辺のところをよく反省をしていただきたいと思います。

私は、給食センターの職員の皆さんが一生懸命やっていないなんて一つも言わない。また、先ほどの玉村町の給食はコンビニの弁当だと、高崎市、前橋市の給食はレストランの食事だと、こう言われたことを初めて耳にして驚いたわけです、私自身が。そんな言葉が一切出ないような、いい給食を子供たちに食べさせてあげたいと、これが私の気持ちなのです。だから、我々大人ができること、できる限りのことを子供たちに与えてやりたいと。玉村町の給食はおいしいと。極端なことを言えば日本一おいしいと、それぐらい言われるような給食にしたいのです。何を間違えたか知らないけれども、上に立つ人としての言葉ではなかったと思います。

それで、現状がいいのだと、現状でいいのだというのが町長の教育長の考えでもあるようですが、もしそういう先ほど述べたような玉村町の給食はコンビニの弁当と言われたのが悔しかったら、さらによくするためにはどうしたらいいかというのを真剣に考えていただきたいと思います。

教育長、いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長から。

[町長 貫井孝道君発言]

◇町長（貫井孝道君） 議場でございますので、私も冷静に答弁をしたいと思いますけれども、お茶飲み話ではございませんので、例えば一方的にそういうコンビニという言葉が出たとしても、それは議場で議員として果たして言っている言葉かというのは、私は考えなくてはいけないかなど。

自分では、何ら経験をしないで、食べたことがない弁当のことについてそういう言葉を議場で発する、議員さんが言っているわけですから、これは町長、何を間違ったかなど、間違ったかなどというのは、私はそれを言われる、ちょっとおかしいかなどと思いますけれども、これは全体の議員の皆さんに考えていただきたいなと思います。

私は、今の玉村町の給食に対しては自信を持ってやっています。ですから、そういう言葉を議場で発せられるというのは非常に心外だなということで、町田さんにその言葉をかけたわけでございます。

ですから、町長間違っている、間違っているかもしれませんが、私は完全ではございませんから間違っているかもしれませんが、町長としての子供たちに対する考え方、給食に対する考え方は、私は自分では間違っているとは思っておりません。

◇議長（柳沢浩一君） お二人に申し上げますが、冷静にして沈着な議論をしてください。建設的な。9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番（町田宗宏君） 町民から聞いた話を素直にこの議場で言って悪いなんてことになれば、これは言論の自由の範囲を逸脱した話だと思いますが、もうここら辺でその話はやめます。

エアコンの話ですが、先ほど長岡藩の米100俵の話をしましたけれども、やっぱり真夏の暑いときに四、五十分、あの暑い教室の中でじっと座って集中して勉強できるかと言いますと、ほとんどの人ができないと思います。苦痛だと思います。これについて教育長、いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

[教育長 新井道憲君発言]

◇教育長（新井道憲君） 今ご指摘の点で、それぞれ期間を設けて教室の温度等も調べさせていただいております。

30度を超えた日が、真夏の授業日が48日間ありましたが、その中で約30%が30度を超えていたということでございます。確かに暑い中での学習というのは、議員さんおっしゃるようにふだんの学習にとっても大変支障が出てくる部分はあると思います。ただ、それを今学校の状況の中で子供たちが乗り越えてやっているというのが現状でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番（町田宗宏君） それで、もう一度言いますが、米100俵の話聞いて、それでなお玉村町にはほかの事業がいっぱいあるからということでエアコンをつけないと、それが私は何として

も我慢できないというか、子供たちかわいそうだな。かつて玉村町は、子供を育てるなら玉村町と、こう言われて、いろんな教育施設をつくってきました。しかし、今度は周りの市がどんどん、どんどんエアコンなど設置していくようになっていくと。それにもかかわらず玉村町はつけないと。子供を育てるなら玉村町というキャッチフレーズが泣いているような気がするのです。

どうかね、この低学年だけでもいいですからエアコンをつけて、それで勉強できるようにしていただきたいと思いますが、教育長、どうしてもだめですか。

◇議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 先ほど答弁でも申し上げたとおりでございます。

学校の今回新たに9月20日ですか、校長会を通しまして、学校からのエアコン設置の要望が出てまいりました。ですから、それらを第一にまた考えながら、つけないということではなくて、きょうの答弁でもお話申し上げましたように、設置するときには低学年のみならず必要な教室に全て設置するという方向で進めて、検討をさらに重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） ぜひよろしくお願ひします。なるべく早く実行に移していただきたい。

次に、最後の雨水対策について述べたいと思いますが、町長の回答どおりだと思います。玉村町全体が非常に平地ですから、排水路の傾斜が物すごい緩やかなのです。したがって、なかなか水が流れないということです。

それから、宅地化が進んでおりますから、かつてはもう砂利道で、しかも農地が多かったですから、雨が降ってもそういう農地で吸収をしていたと。砂利道ですから、すぐ水田なりなんなりにこう水が入って行って、それで雨水の問題が出なかったのですけれども、今はもう舗装されています。その舗装のやり方がまたまずいのです。私は、この例えばということで2カ所を何回も見に行きました。結局舗装をするときに道路が少し高く上になったのです。したがって、宅地よりも道路のほうが高いところがあるのです。この2つの例を私が挙げたのは、そこだったのです。したがって、道路の舗装をしたのが悪いのです。その舗装をしたのは町がやったはずで、なので、まずやれることをやったほうがいいのではないかと。道路を全部削って低くしろといっても、それは無理でしょう。したがって、排水路を少し斜めにすると。よく見れば、ずっと村の中を排水路がなだらかなのが行って、途中からがくっと1メートルぐらい下がって、また流れているのです。そういうところがたくさんあるのです。したがって、ずっと村を外れて排水路ががくっと下がると、それを全体的にずっとなだらかにしていけば、どんどん流れていくようになります。したがって、排水路の流れをよくするために排水路の改修をしていただきたいと、このように思います。

私は、例えばということでこの2カ所を上げましたけれども、町長も言われたように、もっとたく

さんあると思うのです。そういう場所を町として点検をして、調査をして、それで優先順位をつけて計画的に改修していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 確かに、町田議員が言われるように、町内にはこういうところが複数あるというふうに私どもも承知しております。

台風とかゲリラ豪雨のときには、生活環境安全課を中心にして被害調査等をさせていただいています。そういう中で、今回この2点ほど事例を挙げさせていただいておりますが、やはり確かに地盤的に低い、屋敷が低いというような条件があるのかなというふうに思われます。

あとは、周りの開発等がどんどん進むにつれて、早くに開発したところにつきましては水が出るからと周りがどんどん、どんどん盛っていってしまいますので、そうするとやはり水が逆にたまってしまうというような条件等も出てまいります。そういう中で、どうやったらその排水を抜けるかという検討をいろいろさせていただくということですが、順番にさせていただくということによりしくをお願いしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） るる質問をしました。また、失礼な言葉も投げかけたところはあったかもしれませんが、一生懸命町のために尽くしたいという一念でございますので、その点はご了承のほどよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇議長（柳沢浩一君） それでは、休憩いたします。2時45分に再開いたします。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開します。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 議席ナンバー2番渡邊俊彦です。議長の命により、通告書に基づき一般質問させていただきます。また、傍聴の皆さんは師走のお忙しい中大変ご苦労さまでございます。

質問に入る前に、先般10月の町議会選挙においては多くの皆様に支援、応援をいただき、無投票でありましたが、議員としての活躍の場をいただくことができました。皆様には感謝とお礼を申し上げ

げるところでございます。また、責任の重さを感じております。これからは、町民目線で一生懸命頑張る所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

町議会には直接関係はない話であります。国会のほうでは特定秘密保護法案も与野党の攻防が続いておるようでございます。また、TPP交渉においては特定5品目も我が国の思惑どおり交渉は進んでいないように報道されています。今後の交渉の行方に関心を持っているところでございます。

国政では、自民党が政権を奪還し、アベノミクスにより景気回復も叫ばれておりますが、まだまだ地方の末端までは浸透してこない状況かと思えます。来年4月には消費税も8%に上がります。直接生活に影響を及ぼすのではないかと考えております。

ことしも各地で自然災害が発生しました。アジア圏においては、フィリピンに超大型の台風が襲撃、甚大な被害が発生しております。国内においては同じ関東地方、伊豆大島であります。やはり台風によりゲリラ豪雨、土砂災害が発生し、多くの方が犠牲になりました。被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

ここ玉村町においては、地形的に平たんで災害も比較的少なく、災害に対する意識が薄いのも事実かもしれません。しかし、自然が相手であります。どんな災害が発生するかわかりません。備えあれば憂いなしと言いますが、備えておくことが大切でありましょう。私も40年の長きにわたり消防署に勤めておりましたが、よく想定外と言われますが、予期しないいろいろな災害が発生するものでございます。

話は変わりますが、我が玉村町は群馬県の玄関口と言われる高崎市と隣接しております。東毛広域幹線道路、国道354バイパスも平成26年には開通予定となっていると聞いております。また、私の住む上新田に隣接するところに高崎玉村スマートインターチェンジが今年度中に完成、供用開始予定と聞いております。このインターチェンジは、国道354バイパスにアクセスされるわけですが、このスマートインターチェンジ付近の開発については地元、地域住民はもとより、多くの町民が関心を持っているところであります。町もいろいろ開発計画があると聞いております。

それでは、質問させていただきます。本日1番に質問された笠原議員と重複するところもあるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

そのスマートインターチェンジ周辺の開発について、進捗状況をお伺いいたします。

1つは、道の駅の今後の計画について。

2つ目については、新聞報道もされた20ヘクタールの開発の今後の計画についてのお伺いでございます。

次に、354バイパス、東毛広域幹線道路の4車線化に伴う町の対応についてお伺いいたします。交通量がかなり増大し、高スピードで通行する車両もあるかと思えます。そこで、安全対策について町の取り組みをお伺いいたします。

次に、354バイパス沿いの周辺開発について、町の考えをお伺いいたします。354バイパスが

開通することにより、交通の利便性は格段によくなります。そこで、交通網の整備について町の考えをお伺いいたします。

次の質問ですが、災害は忘れたころにやってくると言いますが、いつ、どこで起こるかわかりません。災害発生時の対応及び準備についてお伺いいたします。

1つは、災害発生時の避難場所は万全であるか、町の考えをお伺いします。

2つ目は、災害発生時の飲料水、食料等の対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、災害が発生すると機材が大幅に不足することが予測されます。そこで、民間の力をかりないといけないことは多々あります。その対策として、災害発生時に民間企業との連携や契約はあるか、町の方針をお伺いいたします。

以上をもちまして1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 2番渡邊俊彦議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、道の駅の今後の計画について何うという質問についてお答えいたします。たまむら道の駅、これ仮称でございます。来年2月完成予定の高崎玉村スマートインターチェンジと、来年9月開通見込みの東毛広域幹線道路とが交差する付近に建設の予定をしております。建設の目的は、玉村町の農業及び地域の活性化を図るため、農産物直売、農産加工施設、地域物産品の販売を核とした施設と住民の交流の場を有し、文化交流やその発表の場として活用できるように計画をしております。また、町のイメージキャラクターたまたんをメインキャラクターとし、玉村町をアピールする場としての活躍を考えております。

さらに、この場所は町内でも標高が高い位置にあり、関越自動車道のスマートインターが隣にあることや、町営の上水道タンクに近いこと、周囲が田園地帯であることなどから、災害時の緊急避難場所や災害支援物資の一時保管場所としての活用を考えております。特に災害時の断水の場合はトイレが使いにくなりますが、このたまむら道の駅（仮称）のトイレは防災トイレとして建設し、断水でも貯蔵タンクから水を供給し、トイレが使用できる計画でございます。地域住民だけでなく、道路利用者が緊急時でも安心して使用できる施設となっております。

現在平成27年度オープンを目指し、実施設計、用地交渉を行っております。実施設計及び用地交渉については順調に進んでおります。また、運営管理主体についても現時点では決まっておりませんが、今年度中には決定できるよう現在たまむら道の駅（仮称）建設委員会で検討しているところでございます。

続きまして、このスマートインター周辺開発の中の20ヘクタールの今後の計画についての質問になりますが、先ほど笠原議員の質問への答弁と重複しますが、お答えをさせていただきます。

高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区につきましては、町の都市計画マスタープランでは広

域交通の利便性を生かした町の新たな玄関口として、活力と交流機能の向上を図る産業構想拠点として位置づけがされているところでございます。

この位置づけにより、昨年度スマートインターチェンジ周辺地区のまちづくり協議会を設立し、同地区の土地利用について協議を重ねた結果、民間企業から進出希望もあり、商業系、業務形態はアウトレットモールで進めるべきとの提言をいただいております。

この商業系での土地利用を進めるための都市計画の手続としては、事業対象地の市街化区域編入を行い、民間企業の開発行為により民間活力を生かした市街地整備を進めることとなります。市街化区域編入については、上位計画の位置づけ、事業実施の確実性、区域面積の要件などが整っていることが前提条件となり、農林調整等の各種手続を町が進めることとなります。

市街化区域編入の決定権者である群馬県に商業系での土地利用について相談を行いました。県の考え方です。スマートインターチェンジ周辺は、県の都市計画区域マスタープランでは流通業務系で位置づけがされております。このため位置づけが異なるため、変更が必要となります。県では、商業系での土地利用については人口減少、高齢化の局面から飽和状態にあるため、変更は相当難しいとの見解であります。

玉村町としては、商業系での土地利用は地域の代表者、産業団体の代表者の方々に検討を重ねていただいた貴重な意見でもあり、また業務形態であるアウトレットモールはショッピングモールとは異なり、集客対象が半径100キロ圏内と広範囲にわたる県内や関越自動車道沿線にはない商業施設であり、地域の観光振興など他産業への大きな波及効果も期待ができ、町の新たな顔として活力と交流機能が図れるものと考えております。

現状としては、土地利用の位置づけが上位計画と異なることから、スマートインターチェンジ周辺地区の市街化区域編入に向けた考え方の整理と、県との調整、協議に必要な資料等の作成について、現在調査検討を進めているところでございます。

高崎玉村スマートインターチェンジは、来年の2月に開通が予定されております。接続する東毛広域幹線道路も来年の9月には暫定の2車線で全線開通を予定しております。同周辺地区は、広域交通の利便性が飛躍的に高まり、県内でもかなめの地域となってまいりますので、玉村町発展のための土地利用を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、国道354号バイパス、東毛広域幹線道路でございます。この4車線化に伴う町の対応についてお答えいたします。国道354号バイパスは、平成26年9月に2車線で暫定供用、さらに平成29年度には4車線全線供用に向けて整備されております。バイパスが供用されますと、接続する町道も交通量が増加することを予想して、町道に対する安全対策の取り組みについての質問とも思われます。

この国道354号バイパスに接続する芥田上之手線や町道220号線は両側に歩道を設置した道路整備を進めております。また、国道354号バイパスにも中央分離帯や歩車道境界には植樹帯が設け

られる予定でございます。安全対策についても今後検討を重ねてまいります。

この4車線化に伴う周辺開発について町の考え方を問うについてお答えいたします。この東毛広域幹線道路の沿線周辺は、圃場整備された農地が広がっており、平成3年には市街化調整区域に指定され、市街化を抑制すべき区域となっているため、著しく開発が抑えられているところでもあります。しかし、この沿線にある高崎玉村スマートインターチェンジからは高速道路網へのアクセス、また東毛広域幹線道路の整備により県内の県央と東毛地域を結ぶ重要な広域道路網の形成が図られることから、それらが結束するこの周辺及び東毛広域幹線道路沿線は、群馬県はもとより、国内産業発展のための物流や産業などの重要な中心拠点としての町の魅力を高めることができ、またニーズに合う定住促進の拠点として、その存在価値はますます高まることが予想されます。

平成23年度からスタートした第5次玉村町総合計画や玉村町都市計画マスタープランでは定住人口をふやすことを目標に、新たな広域交通基盤を生かした定住促進施策や、地域経済の活性化と雇用機会の確保に向けて、企業誘致と産業拠点の形成に取り組むことを掲げて推進しているところがございます。しかし、こういった定住促進や産業拠点に対する取り組みを進める一方で、農業に対する対策も図っていく必要があります。農地は、集団性を確保することが優良農地の条件の一つとされているので、土地の利便性が向上する一方で、農地に対してスプロール化させないことは農業振興上大変重要な施策となります。守るべき農地はしっかりと守り、地域の発展とされる必要な土地についてはしっかりと確保していきたいと考えております。

このようなことを踏まえて、現在のところ文化センター周辺地区の定住促進事業、高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区のたまむら道の駅（仮称）整備事業及び周辺開発構想などを順次実現化させていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、東毛広域幹線道路の4車線化の開通後について農業、工業、商業、定住施策などの土地利用は町内外の状況を勘案しながら町全体のバランスをしっかりと考え、都市の秩序ある発展と農業との調和を図りながら、町にとって適切な土地利用を図っていきたいと考えております。

もう一つ、交通網の整備につきまして、国道354号バイパスを東西の連携軸、藤岡大胡バイパスを南北の連携軸として捉えて、既設の国道354号線、これいづれ旧道になります354号や県道を幹線道路として有効に利用しながら町内の工業、商業、観光施設や集積地区から連携軸であります国道354号バイパス、または藤岡大胡バイパスに効果的に接続できるよう、町道の整備を目指していきます。

次に、災害発生時の対応及び準備についての質問ですが、災害に対する備えはこれで万全ですということはありません。いかに被害を最小化するか。そのために個人、地域、行政がそれぞれの役割に応じた対応や準備をしていかなければならないと考えております。

初めに、災害発生時の避難場所は万全かについてですが、町は現在26の施設を災害時指定避難場

所として指定をしております。さらに、水害の場合はこれら26の施設のうち、場合によっては使用できない施設も出てくることを想定し、それらを補完する避難場所として10の施設を指定しております。

本年国の災害対策基本法が改正されました。今回の改正は、東日本大震災を踏まえ、大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善等について大きな改正がされております。その中で、指定避難所につきましては、市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を緊急時の避難場所としてあらかじめ指定することとなりました。これは、市町村は指定緊急避難場所と指定避難所、これを区別して指定することになったというわけでございます。指定緊急避難場所は、地震や洪水といった災害の種類ごとに指定する必要があり、指定避難所は緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在し、その生活の場となることを踏まえた指定が必要になります。

町としては、今後さきに述べた指定避難場所26施設及び補完する10施設について見直しを進め、指定緊急避難場所と指定避難所の指定に取り組んでまいります。

次に、災害発生時の飲料水、食料対策についてですが、現在町の非常食は小学校区ごとに設置される5つの防災倉庫に分けて保管しております。その総量は、飲料水が約2,000リットル、乾パンやアルファ米といった食料が約1万2,000食でございます。

また、ことしの5月南海トラフ巨大地震の対策を検討する国の有識者会議は、家庭用備蓄は1週間分以上の確保が必要と発表いたしました。広報などを通じて、個人の備えについて呼びかけていきたいと考えております。

次に、民間企業との災害時応援協定についてでございます。これについても、町も積極的に進めております。現在食料、物資に関連して4社と協定を結んでおります。また、応急復旧に関連して2団体、4社、企業数で言うと23社と協定を結んでいるところでございます。

町としては、今後も幅広い分野での協定締結に取り組んでいき、いざというときに迅速な対応ができるような体制を構築してまいります。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 自席において、引き続き2回目の質問をさせていただきます。

道の駅は、町長さんの答弁ですと来年、27年4月のオープン予定ということですが、地元住民にとっては大変この施設は歓迎しているところでございます。しかし、関越高速道路の高崎市側に高崎市が大規模な施設を建設すると上毛新聞、2月25日だと思いますが、報道されました。せっかく多額の予算を費やして競争に負けてしまうのではないかと懸念する声も多々あります。

私が調べたところですが、全国には道の駅が1,000カ所を超えるほどあるそうです。群馬県には27カ所だそうですが、運営等について調査はしたでしょうか。調査をしたとしたら、どのくらいの数をしたか。

また、その内容について、黒字とか赤字とか、うまくいっているのかどうか、その辺はもしわかるようでしたらお答えいただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） ご質問にお答えいたします。

運営につきましては、先ほど町長が述べたとおり、今後建設委員会等で順次検討していきたいと考えております。

それから、視察についてなのですが、いろいろ検討は今までしております。それから、最近ですと夏に川場村まで行ってきました。川場村では、すごくあそこは敷地が広いのですが、ちょっとうちの規模とはとても比較にならないのですが、運営のほうは川場村のほうは比較的うまくいっている形です。

玉村町の形なのですが、高崎市が3階建てをつくるのですが、玉村町の場合は玉村町として独自の機能を持たせて、道の駅としての機能と、あと防災拠点ですかね、そちらのほうを重要視しながら考えていきたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。

道の駅運営には、車の通行量はかなり参考にしなければならない事項と思いますが、通行車両の調査をいたしましたかということと、またどのくらいの量を予測しているか、その辺はいかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 交通量については、2万台を規模として考えています。

ただ、これは今現在の考え方であって、スマートインターが開通したり、向こうの道路が開通して4車線になったりすると、またこれ以上の通行量があると思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 道の駅が、仮称ですけれどもできますと、案内板とか看板とかを立てると思うのですが、それは利用者にとってはよい目印になったり、目安になって寄ろうとかという考えになるかと思うのですが、その寄る数によって運営のほうはうまくいくとか、そういったことでいい集客

の手段とは思いますが、その案内板というのは幾つ立てられるものなのですか。

また、どこへ立てる予定があるか、そういったことが具体的にわかるようでしたらお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 具体的には、まだ確定していませんが、案内板は目立つような形で立てたいと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 幾つ立てられるのですか。国土交通省か何かで決まっているのではないですか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 道の駅がまだ確定していませんので、先ほど町長のほうから述べたとおり仮称になっていまして、できてから申請をしまして、道の駅として機能があるということになると道の駅としての確定になります。

道の駅の機能としましては、24時間トイレとか、駐車場とか、あとは情報提示、そういうものができる施設として考えておりまして、今多分お示ししたと思うのですが、駐車場がすごく広い。幅広く広幹道に面していますので、なるべく目立つように看板を立てていきたいと考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） よろしくをお願いします。

また、建設にはさまざまな許可が必要だと思いますが、町長さんのほうから大体の概略のお話、答弁がございましたけれども、そのさまざまな許可がどんな許可があって、どこまで進んでいるか。私のほう勉強不足で申しわけない質問なのですが、その辺もおわかりでしたらお答えをお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 今実施設計のほうもやっています、先ほど町長が述べたとおり用地交渉、それからあとは今後用地交渉が決まりますと開発行為がありまして、開発行為とまたそれに伴って一緒に農転があります。そちらのほうが終わりますと、今度は購入ができて、登記という形で登記ができれば購入ができるような形になります。

今後につきましては、それができますと建設委員会を通して運営の方法をとったり、それから来年度につきましては建物を建てていくような形になると思います。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。

その予定されている道の駅の中に、農産物の直売所ができるような計画になっているようですが、ここで販売する、先ほど玉村ブランドではないですけども、玉村町独自のという話をしていましたが、そこで販売する野菜とかの生産指導や、多種の野菜を生産するために農家側に畑作振興や生産のための対策、そういったことは講じたり、実施したりしたのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 玉村町の場合には、なかなかこれといった野菜がなくて、時期であれば夏になるとナスがありまして、冬になるとブロッコリーとかシュンギク等があります。それ以外に、今玉村町は交流の関係で昭和村、それから山ノ内町、それから今度茨城町という形で交流の場が広がっていますので、そちらのほうから例えば山ノ内町だとリンゴとか、あとは例えば昭和村ですとキャベツとかレタス、それから茨城町ですとシジミとか、そういうものをそちらのほうへできればなと思っています。

それから、特産物についてはことしから水ナスなのでですけども、こちらのほうをナスの栽培農家の方に栽培していただいて、来年どのような形になるかちょっとわからないのですが、そちらのほうを頑張っていたきたいと思っています。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ぜひ指導機関等と協力して、いろいろな野菜を生産していただいて、道の駅の運営がうまくいくようにお願いをしたいと思います。

次に、引き続きですけども、スマートインターチェンジ周辺地区のまちづくり協議会というのがあるようですが、そこからの提言書が出ているようですが、それについての住民説明会とか今後の予定とかをやっているのか、あるいはやる予定があるのか、お伺いします。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） スマートインター周辺の開発ということで、協議会を昨年スマートインター周辺地区まちづくり協議会という協議会をつくって、そちらから提言書をいただいています。

これによる説明会等を行うのかということですが、今現在県と調整中でございます。これは、普通の一般の開発とかそういうものでは、この面積はこんなものはつくっていけないというのがございます。先ほど笠原議員の質問にもお答えしたように、市街化区域編入というものを目指して今後進んでいきますので、その下準備を今現在しておりますので、地元等との説明会というのはまだちょっと先になってくるのかなというふうに思っています。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） その提言書によりますと、土地利用構想の比較というところがございまして、そこに1、工業系、2、商業系、3、6次産業系とありました。町長のほうからもお話がありましたけれども進む方向がアウトレット系とかいう話がございましたけれども、この20ヘク開発が新聞報道された後、私のところに大きなホームセンターの関係者が来て、ぜひお世話になりたいのだなんていう話をしたのですけれども、私はまだそんなのではないのですよと。しかし、まだどんなことまで決まっているか全然わかりませんよという話をしておいたのですけれども、こういった問い合わせだとか引き合いは町のほうにも、そういった大手のところから来ているのでしょうか。それとも、そういった形は公表した後に、公表というか新聞報道された後に幾つかあるか、その辺を教えていただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） この地域を開発するというところで、いろんな業種の方がどんな開発ができるかとか、そういう状況を資料を集めて来ているというような状況が現状でございます。

確かに、私どもも今のところまちづくり協議会から提言を受けておるところで、実際まだ市街化に向けての実際の動きとか、そういうものができていませんので、今現在はまだ何ともお答えできないという状況をお話しさせていただいています。

確かに、数社はこういう中でどんな開発が行われるかとか、いろんな状況を調べに来ているというのは実際でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） よくわかりました。

次に、354バイパスの4車線化に伴う安全対策について伺いますが、そのバイパスと交差する信号機のない道路、農道ですか、そこを自転車だとか歩行者だとか、農家の関係のトラクターだとか、コンバインが横断する際には危険だと、難しいという話が地元で多々あります。その安全のための対策は町のほうで何か考えているか、お伺いします。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今度の広幹道4車線化で開通になるということで、今現在実際に4車線化の工事が進められています。もう今の現状で見ますと、斉田上之手線の歩道橋のところあたりまで4車線化が進むという予定になってきているというふうに思われます。

そういう中で、信号のない交差点が出てくるということでございますが、信号のない交差点につき

ましては横断できないように、多分中央分離帯が入ってしまうというのが実際かなというふうに思われます。信号のない交差点に出ると左折のみ、右折ができないという格好の交差点になってくるのかなというふうに感じております。

そういう中で、安全に通行できるものということですが、歩行者、自転車等につきましては脇に自転車用と歩道用というので、今現状見ていただいても色分けをして、柵は入っていませんが舗装の色分けで歩道に2種類ですか、車線をつくっていただいておりますので、そういう面では自転車、歩行者については安全が確保できるのかなと。また、横断していただくのには信号のあるところまで行って横断していただくということでもよろしいのかなと思いますが、先ほどの農耕車等という、農耕車車両につきましては実際歩道を通るわけにはいきませんので、また今後の検討課題ということになってくるのかなと思いますが、一部上新田地区ではそういう道路も計画をされているという話もちょうと聞いていますので、今後の検討課題というふうにさせていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。よくわかりました。

自転車と歩行者が色分けになっている、並行してできている道路なのですが、伊勢崎市ではそれがまたさらに分かれておるのです。それで、分けなくてもいいとは思いますが、もう少し広くとれないかなんていう話もありますので、その辺についてご検討いただければありがたいと思います。

それと関連しまして、今現在の354号バイパスの両脇が余剰地というか余っている土地がございます。余っているのだと思います。この土地が、工事とは関係なさそうな残土置き場になっておまして、あの土地は県のもので、県に権利があつてあんなふうになっているのかなというふうに思っておりますけれども、泥山、土山の隣にごみが捨てられて、役場にこの間連絡したのだよなどといった人も高崎市の方ですけれどもおりましたけれども、あんな状況で使っておりますと、そういったことがまた起きる、ごみを捨てられたりと思います。

一部グラウンドゴルフ場に使っているようではありますが、町のほうで使用権利がもしあるのならば、よい使用方法を考えていただきたいのと、地元が有効活用できるように考えていただければ大変ありがたいと思っておりますけれども、考え方をお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今実際余剰地ということで、泥の山になっている場所があるということですが、この役場の裏から西、スマートインターにかけて4車線の高盛り土ということで用地のほうは買収をされています。そういう面で余剰地が出てくるということですが、そこに一部泥の山等ができてきているということですが、

こちらにつきましては、開通後には全てその泥を平らにしまして桜を植えると。伊勢崎土木のほうで植えていただけるという約束になってございます。そうすると、この役場の裏からスマートインター付近まで桜並木が続くというような状況になってくるのかなというふうに思われます。

また、そういう中で余剰地をどう使っていくかということで、そういうものも一つと、あと今現在は上新田の方がグラウンドゴルフの練習場として使っているというものもございます。

また、西のほうへ行きますと、先ほど道の駅で話がありましたように、南側につきましては道の駅の駐車場ということで、余剰地は利用させていただくというような状況になってございます。

そういうことで、実際これから計画のほうを行いますので、実際どんなふうに行けるかというのは、また随時議員さんのほうには全協等でお話をさせていただければというふうに思っています。

あと、歩道が今現在2色でつくられているが、余剰地があるのだからもう少し幅広くというお話がございしますが、こちらにつきましては伊勢崎土木のほうで計画をしてつくっております。そういう中で、今後また伊勢崎土木のほうにも話をしてみたいと思いますが、こちらについてはどうなるかちょっとわかりませんので、話をするということだけで勘弁していただければと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。

次に、その354バイパス周辺の開発についてですけれども、沿道サービス開発についてはどのようなふうに町は考えているか。町長のほうから大体の答弁がありましたけれども、農振地域なのでなかなか難しいということでありましようけれども、高速道路を過ぎて高崎に入りますと、そこにはガソリンスタンドができるという看板が立ちました。そういったことから、玉村町は考え方の問題だか許可の問題だか私にはわかりませんが、そういうのができないのかなということで質問をさせていただきます。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今後の354バイパスの両端の開発はどうなっているのだということでございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたように、この地域はほとんど調整区域で農振の用地が広がっている地帯でございます。そういう面で、なかなか開発も難しい場所になるのかなというふうに思いますが、今後4車線化が開通するのが29年ですか、までいくわけですが、それからどういうふうに利活用がされるかということは、その後の検討課題になってくるのかなと。

今現在こういうものをつくりたいとか、なかなかそこまではまだ進めないのかなというふうに感じております。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。ありがとうございました。

次に、354バイパスが全面開通した後の交通網の整備ですけれども、玉村町に住む高校生は玉村高校の生徒以外は全員が玉村町以外の高校に通っているわけでございます。そんな中、その354バイパスを利用した高校生の交通手段として伊勢崎便とか高崎便とか、そういうのは考えられないのかということと、現在はたまりんが高崎便、伊勢崎便があるようですけれども、これをせっかくいい道路ができて、そっちのほうへ変更とかできないかという質問になります。お願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 齊藤治正君発言〕

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） まず、たまりんの利活用についてお答えいたします。

たまりんにつきましたの運行形態と言いますか、性格上の話なのですけれども、基本的に町で今運営しておりますたまりんにつきましたは路線バスとの共存共栄、競争しないというのが前提になります。したがって、玉村町の中を走るたまりんを高崎なり伊勢崎なりという形で利用する場合につきましたは、たまりんが町外、高崎市に行っている場所がありますので、そこを経由して高崎についてはぐるりん、そのようなルートで利用していただくというのが現実的な選択になるのかなと思います。

それから、東毛広幹道が開通した際の利用形態という話でございますが、こちらについては路線バスと民間のほうのバスの事業のほうの考え方が優先になると思いますので、そちらのほうの話、情報を得ながら町としても考えたり、情報のほうを知り得る限り皆様方にお伝えしていくと、そのような形になろうかと思えます。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） ありがとうございました。

既存の中央バスが伊勢崎、高崎を通過して定期バスというのですか、路線バスですが、それをまた新しい354バイパスに変更していただけないかとか、そういうのは町のほうからは要望とか出せないか、あるいは意見は聞いてもらえないものなのですか、お聞きします。

◇議長（柳沢浩一君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 齊藤治正君発言〕

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 今のご指摘のとおり、高崎市方面に関しまして、群馬中央バスということで女子大のほうから現在の高崎、伊勢崎のほうを経由していつているかと思えます。

先ほど言われたとおり、その広幹道が開通に伴い一直線というような意味合いでのご質問かと思えますが、バスルートにつきましたは国土交通省、そちらのほうの管轄という部分がありまして、いろいろ交通会議とか、幾つかの管轄している部署がありますので、町としての要望という話では可能だ

とは思いますが、決定権云々という話とは若干ちょっとずれるところがありますので、皆さんとも話し合いをしながら、相手がいることですので、そちらのほうはどうしても利益を優先と言いますか、利益にかかわる部分が出てきますので、そのあたりを総合的に調整しながら、できるものについてはやっていただくと、そのようなことになるかと思えます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。ありがとうございました。

次に、災害発生時の対応及び準備についてですけれども、洪水ハザードマップに示されている避難場所は全て安全とは、町長のご答弁がありましたけれども、思いませんが、上新田の場合ですと玉村高校が指定避難場所になっております。この玉村高校ですけれども、上新田の北側、板井方面からの水が集まってくる場所でありまして、あの付近は私が消防職員時代にも集中豪雨のときに床上浸水が発生したり、道路冠水もひどかったことが何回もございます。そこが避難場所では、余り適当ではないかというような気もするのですけれども、やはり町長のほうからお話がありましたけれども、計画されている道の駅を災害時の緊急避難場所の形で進めていきたいという答弁がございました。大変いい話でございまして、引き続きできた後には指定をしていただきたいとは思いますが、もう少しグレードを上げて、災害が発生したときに水が200リッターとかそのレベルではなくて、耐震用の飲料水を兼ねた防火水槽がお金がかかるのですがあるのですけれども、60トンとか100トンとか、そういう大きな災害対応の施設を設けて、その道の駅の敷地を予算が許せばの話ですけれども広くとって、そこにまたドクターヘリや防災ヘリが離発着できるような防災公園にしていだけないかと、それがいいのではないかと。

立地条件も比較的玉村町の中では高い位置にございまして、そんなふう要望するところですが、町のほうの考え方を伺います。

◇議長（柳沢浩一君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 齊藤治正君発言〕

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 道の駅に関する防災拠点のほうというご質問でよろしいでしょうか。

◇2番（渡邊俊彦君） ええ、道の駅を防災の拠点にという町長のご答弁がございましたので。

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 道の駅関連で、防災拠点ということでお話が冒頭に出たような経緯があります。

この件につきましては、防災拠点の位置づけということで、玉村町の地域防災計画の中で防災拠点という位置づけをしてございます。設置場所につきましては、町立の小中学校、文化センター、総合運動公園、（仮称）たまむら道の駅というようなことで位置づけをしております。その中でたまむら道の駅については物資備蓄場所、広域集積場所としての機能というような位置づけで、現在道の駅の

計画上で位置づけられております。

いろいろ言われました、もっと大きな視点からの公園とか機能云々というようなお話がありましたけれども、現時点での道の駅での防災拠点の位置づけは、先ほど申し上げたような形で位置づけられておるといようなことになっております。

以上でございます。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） わかりました。

次に、最後の質問になりますけれども、災害が発生しますと、全国各地で発生するのをテレビ等メディアが放送しておりますが、重機等が活躍しているのをよく目にしますが、玉村町ではその建設業者等々23社でしたか、町長に答弁いただいておりますが、これは建設業者とか、あるいは食料会社とか、その辺はどんな内容、どっちが何社、建設会社が何社、その辺は公表していただけるのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 齊藤治正君発言〕

◇生活環境安全課長（齊藤治正君） 災害の応急、復旧の話になると思います。

これにつきましては、災害時における応急対策業務に関する協定ということで、玉村町建設業組合、玉村町指定水道工事、それからあと単独の会社のほうが4社ほどあるわけでございますが、玉村町のホームページ、生活・暮らしの防災情報に「災害時応援協定について」というのがホームページ上にアップされておりますので、そちらのほうに相手方の名前、それからいつ締結したかとか、そのあたりの情報を掲載させていただいております。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 大変ありがとうございました。これで私の質問は終わります。

今後町の発展と災害のない町を願っております。ありがとうございました。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。3時55分に再開いたします。

午後3時38分休憩

午後3時55分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、3番石内國雄議員の発言を許します。

〔3番 石内國雄君登壇〕

◇3番(石内國雄君) 議席番号3番の石内國雄でございます。傍聴の皆様ご苦労さまでございます。

ことしの台風の被害は非常に甚大でございました。9月には台風18号で京都府嵐山、中之島に深刻な洪水の災害がありました。また、17号では名古屋市で1時間に100ミリを超える地域の降雨による冠水被害もありました。また、10月には台風26号で伊豆大島に記録的な豪雨があり、これも観測史上最大、1日800ミリを超える大雨、山を崩すような土砂災害がありました。この伊豆大島の大規模な土砂災害を踏まえて、NPO法人の防災情報機構の伊藤和明氏、会長ですが、このように言っております。今後台風も巨大化すると予想されている。日本だけではなく、世界的な大きな被害が出る可能性があると言及されておりました。この甚大な気象災害は、地球温暖化とのかかわりがあると言及されておりました。そんな中11月には、フィリピンを台風30号が襲いました。レイテ沖のタクロバンは大災害がありました。風速は90メートルを超え、高潮は津波並みのようでした。死者、行方不明は5,000人以上を超えて、避難者は400万人を上回っております。今後ますます災害に対する認識を高め、多くの対策を立てていく必要を強く感じております。

幸い玉村町での被害はことしはほとんどありませんでした。利根川の水位の上昇など、危機感を持つ場面も多少ありましたけれども、ことしは災害は少なかったと思います。昨年は、玉村町は冠水災害で何回も取り上げられておりました。比較的災害が少ない玉村町と言われておりますが、玉村町にとって水による災害、利根川、烏川の氾濫、洪水と豪雨、長雨による床下浸水等洪水と内水災害対策が肝要と考えます。

今回の質問では、町の治水対策を問うというような名前でもうございました。今まで雨水対策という形で質問させていただきましたけれども、町にあふれる水をどう治めていくかという観点からの質問でございます。

以前に雨水対策として、貯水池の設置や内水ハザードマップの提言をしたところでございます。町の計画した雨水排水整備工事が進んでおります。雨水対策事業の状況はどうなっておりますでしょうか。雨水対策事業の計画で想定した災害はどの程度か。今後大きな変化があるかと思っておりますので、そのところも踏まえてお願いできればと思います。今後の雨水対策をどう考えているか。現状の排水路と町内の内水浸水の状況はどうか。町に張り巡らされております用水路と排水路も、この雨水対策には非常に大事になってくるかということで取り上げさせていただきました。用排水路の設置工事期と現在の町の環境変化があると考えます。用排水路の今後の政策はどう考えているかをお伺いします。

2番目の大きなテーマでは、たまむら道の駅、物産館の運営管理の主体及び町の財政負担、業務負担を問うということでございます。(仮称)たまむら道の駅の事業について町民の大きな期待がある反面、維持運営の不安感がぬぐえないという声がございます。道の駅、物産館の構想とその現状をお伺いいたします。

また、道の駅、物産館などの事業運営、その管理をどう考えているか。また、物産館の事業主体の

考えとその現状はどうなっているか。物産館の事業主体と、町行政の業務分担と、財政分担の関係は
どうなるのかの以上の質問でございます。

この2つの質問とも前者の一般質問の中で重なるところはあると思いますが、丁寧なご回答をご期
待いたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 3番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、町の治水政策を問うについてでございます。現在町で実施している雨水対策事業は内
水災害対策でありますので、内水災害対策についてお答えいたします。

まず初めに、雨水対策事業の状況についてですが、町内でも浸水被害が深刻な上新田、下新田地区
及び福島地区を滝川左岸重点地区と位置づけて、水路改修工事及び水路新設設置工事を進めてまいり
ました。具体的には、水路改修工事では雨水滝2号幹線と称し、玉村高校から国道354号線を横断
する蛭堀に勾配をつけることで流下能力を高めました。また、雨水滝5号幹線は鯉沢を上飯島で分岐
させて、滝川へ放流する経路を新設いたしました。そして、雨水滝3号幹線は斉田上之手線へ設置し、
多くの排水路を流入させることができる構造となっており、今年度末に滝川から国道354号バイパ
スマまでが完成する予定でございます。来年度以降は、斉田上之手線西から水道庁舎までを整備して、
蛭堀を分岐させる構造となります。ですから、この板井から来る水を蛭堀とこの斉田上之手線に分け
て滝川に流すということでございます。

次に、想定している災害についてですが、雨水対策事業の全体計画において、5年に1度の確率で
あり得る降雨強度の時間当たり61.6ミリを採用して計画をしております。したがって、近年にあ
る時間100ミリを超えるような集中豪雨については、全てが解消することにはなっておりません。
このことは流下能力と貯水能力に限度があることから、実際のところ全てのまちで重要な課題となっ
ていることと考えられます。

でも、しかし今の雨水対策事業が完了できれば、頻繁に発生する道路冠水や床下浸水を解消するこ
とが期待でき、今後も上下水道課、都市建設課のみでなく、農業用水を利用する観点からも経済産業
課を含めた担当課で、整備をしていく地区を拡大するために協議を進めてまいります。

次に、たまむら道の駅の物産館の運営管理の主体及び町の財政負担、業務負担を問うについてお答
えいたします。

まず、たまむら道の駅、これ仮称でございます、物産館の構想とその現状についてお答えいたしま
す。たまむら道の駅は、新聞報道でもあるように、来年2月に開通予定の高崎玉村スマートインター
チェンジに隣接して建設予定でございます。規模につきましては、木造平家建て延べ床面積
1,200平米程度の建物で、24時間使えるトイレを建設し、駐車場は354号バイパス未利用地
を含め乗用車111台、大型車22台など1,200平米程度の駐車場を有する施設となる予定でご

ございます。ですから、この駐車場の広さでいきますと、先ほど渡邊議員さんからの質問のあった緊急時のヘリコプターの着陸程度はできるのではないかなと考えております。

広い駐車場、アクセスのしやすさなどから、便のよい好立地の条件のたまむら道の駅ができるものと考えております。

次に、事業運営、管理についてのご質問ですが、事業の運営は事業主体が行い、建物、駐車場の維持管理については所有者の町が責任を負うことと考えております。

また、運営主体の考えと現状についての質問ですが、運営主体については現時点では決まっておりませんが、今年度中には決定できるように、現在たまむら道の駅建設委員会で検討しているところでございます。

たまむら道の駅物産館の事業主体と町行政の業務分担と財政分担の関係はどうなるのかという質問ですが、直売所や食堂などの管理については事業主体が行いますが、町民利用施設のたまたん広場や建物全体の維持管理、駐車場の管理などについては、所有者の町が責任を負うこととなると考えております。

財政的には、売り上げの一部や使用料などの収入を維持管理に充てたいと考えております。しかし、最初の一、二年程度は町からの負担も想定できますが、その後については使用料収入などで十分に運営ができるようにということで今のところ検討はしております。

以上でございます。

〔「休憩お願いします」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。

午後4時08分休憩

午後4時08分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

○発言の訂正

◇議長（柳沢浩一君） 町長より発言を求められております。

町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 先ほど駐車場の件で乗用車111台、大型車22台などの面積を1万2,000平米なのですけれども、「1,200平米程度」というように述べましたので、「1万2,000平米程度」に訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 自席から質問を続けさせていただきます。

町の治水対策を問うということで今回お話しさせていただいているのですが、いろんな先ほど雨水対策等の中で、今回のではなくて、先ほどの町田さんのところとか、そういうときの返答の中で、玉村町は平たんであって、その町田さんが急な排水路とか、そういうような提案をされておりますけれども、私は玉村町が平たんであって、水を流すというのは非常に難しいのかなというのをまず考えております。

そうすると、前に提言をさせていただきましたけれども、貯水池とかそういうので一旦とめることをしない限りはゲリラ豪雨とか、そういうようなものに対応はなかなか難しいのではないかなと思います。また、道路が高くなっていて住宅の環境も変わってきたという形でもありますので、それも町田さんと同意見なのですが、ただその道路を掘り下げるというわけにもいきません。そうすると、用排水路を基本的に検討して、どう構築していくかというのがこれからの町の大きな課題になるのではないかなと思います。

その中で、この間の台風にときにあるアパートのところに、やっぱり道路から下がっているということで水が結構あふれ出まして、床下、玄関のところまで水が来て、それこそ10センチ、15センチぐらいまで水がたまって、池のようになったところがあったのです。そこをいろいろその方と検討させていただいてやっていきましたらば、原因は用排水路だったのです。用排水路で水を引くために用水、または排水のところに堰を設けて水を田んぼに引くわけですが、なかなかそれを自在にできないということがあるわけです。台風のときにそのことを据えた人はなかなかそこまで、自分のすぐそばではなくて自分の田んぼですから、遠くのところでまた堰をとめることも遠くだったのです。そうすると、なかなかそれを雨が降っている中で上げることができなくて、その地元の方はそもそもそこがとまっているということがわかっていなくて、いろんなところを見たわけなのですが、結果的にそこが閉まっているというのがわかって、そこを緊急的にあけたらば水はある程度引いたということがあったそうです。

それを聞いて、どういうことかということ、堰を管理すればいいのではないかということがあるので、そうではなくて、やっぱり今の住宅事情が用排水路をつくったときの時代と、それから今現在の住宅地が多くなったときと大きく環境が変わっているために、そういうことも起きるのかなと。あと、町民の方の実際地元の方のいろんな連携がとれれば、そういう災害も防げるのかなというように2点を感じたわけなのです。

その感じたところで、今度治水政策を問うという形で今回質問をさせていただいたのですけれども、水を治めようとしたときに水の流れがどうなってくるか、どこにとどまるのか、どういうふうにしていくのかというのをよく念査しながら関係の先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、上下水道

課とか経済産業課とかいう形で連携をとってやっていって調整を図っていくということなのですが、そののところに例えば住民の方とか、消防とか、警察の方も加わった協議も非常に有効ではないかなと思います。それぞれがいろんなところがいろんな災害があって、どこが原因だということをノウハウを持っているのだと思うのですが、ぜひそういうものの協議会というものにまた調整するものを入れて対策を練ってはどうかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今ご提案をいただきました、住民だとか消防だとか警察だとかでのいろんな情報の共有化というのですか、そういうものというのは確かに必要なというふうに感じております。

やはり水が出る場所というのは、ある程度決まっている。場所も、ここ何回かいろんな調査をしていると、やはり出てくる場所というのは決まってきたのかなという感じもございます。

先ほど石内議員からのお話の中でも、堰がしてあって、その堰が払われなかったとか、そういう状態があるということでございます。そういう中で、町では今雨水幹線で工事をしているのが上下水道課、一般の排水を担当させていただいているのは私どもと。あとは、経済産業課が農業用水と農業用排水ということで持っています。そういう中で、私も今まで生活環境にいたときに、やはり水が出るのはそういうようなところ。やはり雨が降ると、台風等のときは経済産業課のほうに話をして水口を全部とめてもらう。滝川から入っている部分をとめてもらう。また、排水できるものは全て排水の口をあけてもらうというような状況でしておったわけです。そういうものが、だんだん、だんだん皆さんに浸透していけば、そういうものも少なくなっていくのかなというふうに感じております。

今後そういう格好でまた住民、消防、警察等でそういうポイントの確認というのですか、住民というのもやはりこれは用水の管理者もいらっしゃいます。そういう方も一つ話し合いの中に入っていて、そういう方も一緒に確認をしていくのがよろしいのかなというふうに考えております。これは、今後の検討課題というふうになってくるかと思いますが、来年に向けて、また進めていければというふうに感じております。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） それで、今回の先ほどのアパートの水が出たというのは、実は宇貫なのです。

今までの例えば雨水対策云々というのが、こういろいろ先ほど町長のほうから話がありまして、今後の対策についてきのうも聞かせていただいたのですが、全部滝川の北ですか、滝川にいろんなものを雨水で来たものを滝川に持っていくと。

先ほどの話でちょっと例に出したのは違いますが、内容的には違いますが、滝川の南。私たちが住んでいる角刈だとか、上之手とか、宇貫、八幡原、そちのほうの雨水の被害とか対策とい

うのはどうなっていますでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今現在滝川から南側はどうなっているのだというご質問でございますが、実際町長の答弁の中にあつたものは、滝川に落とせる場所というふうに考えて、上下水道課のほうで雨水幹線ということで引かせていただいている線でございます。

南側につきましては、なかなかこちらは農業用の排水等が非常に多くなっています。今のこの滝川のところにつきましては、どちらかというと住宅地内。もとは水田から流入している水というのは多いわけですが、それが住宅地内を通過して滝川に抜けているという部分が多いものですから、雨水幹線ということで工事をさせていただいています。

南側につきましてはできるだけ、先ほどもお話をさせていただいたように、滝川からの取水は行わないと、もうそういう情報が出たときには行わない。もう取水しない。入る水がなければ出ていく水がそんなにふえない。あとは、降った水についてどう処理するかということになってくるわけですが、そういうものもできるだけ流れをよくしてもらうように、そういう堰だとか、そういうものを払ってもらうということで農業者の水利組合ですか、そういう方とまたよくご相談をさせていただければ、結構そういう面で水が流れるものもあるのかなというものもございます。

あとは、どうしてもそれで解消できないものというのは、また今後の検討課題に残ってしまうのかなと思いますが、そういうことで今後に向けて相談させていただくということでお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 滝川の南側というのは、用排水路だけで、特に何の手だてもされていないのかなというか。前は、考えてみますと、川なんかがあつたような気がしたのです。その川が潰れて、今こう農地になっていて、いわゆる水が逃げるところが結構あつて、例えば今水辺の森になっていますけれども、あのショウビン沼のところなんかは結構水が満々とありました。そこへ水が結構流れていたわけですが。そういう排水というか、いろんな意味での水がそこへ行っていたわけですが、今は見渡すとそういうものが暗渠で隠れているのかどうかかわからないのですが、目に見えて水が流れる場所というのが見受けられないのです。

例えば、ゲリラ豪雨とか、そういうものというのは、この間の3年前のゲリラ豪雨については下新田の十字路のところ大きな被害がありました。その辺が中心的にあつて、今の広域幹線道路からの水だとか、そういうのがあそこへ集中してなつたので、今回の雨水工事もそれによって、その分が解消されるのではないかなということで非常に期待をしておるのですけれども、ゲリラ豪雨ということをやちょっと考えてみますと、ゲリラ豪雨というのはどこにいつ起きるかわからないということですので、それが滝川の北側にあれば対応はできるけれども、滝川の南側で起きたら全部水浸しになって逃

げるところがないのですよねということになるわけです。

そうすると、その対策もしっかり早急に考えなければいけないのではないかなと。その中で用排水路についても、これから整備するのであれば力を入れていく必要があるのではないかと。原因的には、やっぱり道路と宅地との差があったりとかということになってはいますけれども、そういうところが多々あるわけです。その辺のところをちょっと危惧しているわけですが、その辺の対策については考えていただきたい。

ついては、手っ取り早くどこがどうのというのはわからないのですけれども、水をためておける、一旦受けとめるところがあれば、川をつくるわけにはいかないですから、川はつくらないということであれば池をつくって一旦とめておくところに集中して、そこへ水が流れるようにしておけば、そのいろんな雨水の対策等については非常に有効ではないかと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今現在で降ったものをどう処理するかということで、今はよく調整池ということで、工業団地に前回造成をさせていただいたところについても、やはり自分ちに雨が降ったときは直接すぐに川に流さないで、その中に一時ためておく。それで、雨がおさまったら徐々に流すというような調整池というものが、最近の開発には義務づけられてきております。

今回も私ども文化センター周辺を行うのに、あそこの田んぼを潰すということになりますので、この水をまた鯉沢に流すと、せっかく5号幹線をつくっていただいて滝川にうまく流れるようになったわけですが、またあそこの水が一気に出てくると鯉沢があっぷあっぷしてしまう。鯉沢があふれてしまうというような状況が出てくるというふうになりますので、やはりあそこにも調整池ということで、今どれだけの大きさのものにするか調査を行って、もうじき決定をしなくてはいけないのですが、そういうものというのを考えております。

石内議員さんが言われるのは、今まで開発されている中にそういうものを町でつukれないかということであると思うのです。やはり調整池をつくるには用地も必要ですし、流末にちょうどいい排水路、深い排水路がないと、1回池にためてしまいますとポンプアップでその水をかい出さなくてはいけないとか、いろんな問題も出てまいりますので、なかなか実際今ある開発されたところに調整池をつくるのも難しいのかなと。本当に条件的にいい排水路があって空き地でもあれば、そこへ調整池をつくるということも可能かもしれませんが、今現在ではちょっと難しいのかな。できるだけ水をためないように、うまく水をコントロールさせてもらうというのが今のところの方策かなというふうを考えていますので、よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 地域的に非常に難しく、私たちが住むところではできないところかねという感じにも聞こえてしまうのですけれども、ぜひそうではなくて、そういうことを言っているわけではないのですけれども、そうなるとう結局用水、排水路をよく検討していく中で、その貯水池も念頭に置いた水の流れ、その水を治めていく対策が必要なのかなと思います。

特に、滝川の南の地域についてはそういうものが必要なかなと思います。結局滝川の南の地域というのはいろんなそういう政策、施策をやりながら、結局は利根川に持っていくということになるかと思っていますので、今までその雨水対策云々で話がいろいろ出たときに利根川に逃がすという、水を大きく持っていくという話はなかなか聞けなくて、滝川に滝川にというお話でした。それをまた一つは考えをもう一つ広げていただければかなと思います。

例えば、中央処理場の関係とかいろいろありますけれども、ああいうものところの水とかそういうものが全部あふれたりなんかすると、どこへ行くのかということ、私が住んでいる角淵のあの辺のところ全部受けとめるよという話になってくるかと思っていますので、そういう災害等も考えたときにはある程度のお金がかかったり、いろいろ大変なことがあるかもしれませんけれども、町として調整池をつくるか、そういうような事業に取り組む時期に来ているのかなと思います。

それは、なぜそんなことをいっぱい何回も何回も言っているかというのは、最初の一般質問の冒頭で台風のことを取り上げさせてもらいましたけれども、気候が非常に変わってきております。今までとは想定しないような、今までと違ったような雨の降り方をしています。今までは、どちらかという田畑に水が満々とうなっているときには雨は降らないで、大体それが引けたときに雨が降るという気候だったのが、この間の水がいっぱい冠水したりなんかしたときというのは、雨が降るときには既に田んぼが水でいっぱいになっていて逃げ場がなかったりとか、そういう条件が重なっております。それは、たまたまそうではなくて、そういうことはこれからたびたび起きてくるのかなということも想定しながら、町の住民の方の財産守るとか、安全を凶るという意味で雨水対策を治水対策という捉え方をさせていただいて、ぜひその辺のところも検討していただきたい。

先ほど町長の答弁等もありましたように、一上下水道課の雨水溝対策だけではなくて、経済産業課も、それから都市建設課もいろんな形で全部話し合いをしながら協議をしていくということですので、そこに住民の方の話だとか、先ほどのそういう関係している消防だとか、そういうものも入れて、ぜひ検討して町の治水対策を押し広げていただきたいかなと思います。

また、今回先ほど宇貫の話をさせていただいた中でちょっとあったのが、住民の方が排水路とか用水路がどういうふうになっているというのがよく、私も知らなかったのです。どういうふう流れていて、例えばこのところで何かあったときにはどこのところが注意すればいいのかとか、どこを見に行けばいいのかというのがあるかと思うのです。この間経済産業課長のところにお伺いして地図等を見せていただいたのですけれども、その経路がわかったり、どこどこに手を打てばいいかというのを住民のほうも知っていると、住民の力でその分被害から逃げられることもあるかなと思うのです。

そういう面では、今の段階ではたしか排水路等については、その経済産業課のところに行って、この水路はどうなっていますかというふうに聞かないとわからないようになっているのですか、いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 高橋課長のほうからいろいろ述べたのですが、滝川右岸についてどうのこうのというのがあるのですが、滝川右岸についても今現在滝川のほうに流すような形になっていまして、右岸のほうについては取水口をとめてしまいますので、そういうゲリラ豪雨のときには事前取水口をとめまして、排水のほうを放します。角淵には排水溝、この間水門を取りかえたのですが、いい水門を入れたのですが、それをショウビン沼のほうに抜けるような形で出ていますので、そこをあけておけば全部向こうへ行ってしまう。

ただ、用水が欲しい時期ですので、あけたら今度は閉めなければならない。晴れば閉めなければならないという時期があります。それを全て各地域に用水の管理をする人がいます。上陽地区にもいますし、玉村地区にも当然います。その方たちが全てやってくれていますので、その時期になって、我々もその時期には当然やりますけれども、それ以外にも各地域の方で堰のほうを管理してくださる方がいますので、その方たちは熟知していますので大丈夫だと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 私が言いたいのは、どこにどういうものをとということを町民の方がわかっていると話もできるし、いつも体制が整っていてその方が常に待機しているわけではないので、出かけているときもあるし、いろんなときがあります。そうすると、わかっているならば自分でそこへ行ってやってもいいのではないかなとか、やればその分災害が防げたとかいうことがあり得るので、町民の皆さんも知っておけば非常にいいのかなということなのです。

それで、例えばそういう水路とか、そういうようなものを町のホームページとか、そういうのに載っていて検索すれば、ここの地域はというので検索すれば、そのところはここのところが要点的なものがありますよということで、そうするとそこが心配であればそこを見に行き、ああ、大丈夫だなと安心もできるだろうし、また、しまった、まだ閉めていないとか、あいていないということであれば、それをやっていいのかどうかとかという形もあるので、話をさせていただいています。

町民のいろんな協議のところ、町民の方も参加したらいかがかというのは、町民の方が自分で受ける被害のことを自分で緊急のときに対処できるようにしたらどうかということです。誰かがやらないと対処ができないということになると被害を受けてしまうという形になるので、被害が想定されたときに安易にやる話ではなくて、そういうようなときにはそれが対応できるような体制づくりをされたらどうなのかなということなのですが、いかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 石内議員のおっしゃることは、要するに例えば今現在用排水の関係が1万分の1の地図に載っているだけで、なかなか公表されていないです。これは、そこにあるだけではなくて、例えばマッピングではないですけれどもデータ化されて、その中に全部図面を取り込めて、皆さんにお示しできるような形が一番今後についてはいいのかなと。

ただ、用水とか排水についての管理は危険が伴いますので、簡単にはなかなかいかないと思うのですが、その辺も含めて検討していきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 確かに危険とかそういうのがありますので、責任問題もありますので、なかなか安易にはできないかと思うのですが、いろんな形でそういう災害が少なくなるように、少なくなるような手だてを講じていただければなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

各課が協力し合って調整を図っていくというふうなお話を聞いていますので、非常に心強く思っております。よろしく願いいたします。

次に、2番目のたまむら道の駅、物産館の関係なのですが、これはいろんな方が質問されていますし、先ほど渡邊議員の中でも丁寧にお答えいただいております。私は、この中で一番不安に思っている、私自身が期待もしているのですけれども、不安がぬぐえないというのは、これは私のことでもあるのですけれども、何が不安がぬぐえないかという話になると、事業主体が決まっていないというのが、この質問はもうずっと前からいろいろして、それこそ1年ぐらい前からずっと流れている中で、建設委員会で決めることになっていきますということで検討していきますという話の中で、もう暮れの12月になっていて、まだこれから検討しますということです。

そこで、ちょっと質問を変えますけれども、実施計画をことしつくって、予算でつくっているわけです。それで、その実施計画というのはどんな内容のものを実施計画とって、どういう内容のもので、どこまで進んでいるかというのをまずお話いただけますでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 先ほどの質問なのですが、実施設計なのですが、こちらのほうは昨年基本設計ができて、それに伴って今度は中身の話になりまして、そちらのほうの今度建築に伴う設計のほうをしていくということです。

今建設委員会で検討していくという話が出ていますが、建設委員会の中で運営につきましては、例えば駅長さんがいまして、それ全体を統括する方がいます。その中に農産物直売、部会か協議会かわからないのですけれども、そういうものができて、商工部会、肉、農部会という3つの部会が

こうできます。

この間建設委員会で、その3つの部会ごとに各協議していくという形で話が出ました。今現在例えば商工であれば商工会のほうにはもう3度説明会に行きまして、いろいろ詰めています。それから、肉の駅につきましては前に詰めたのですが、例えばそこで直売、そのまま持ってくるのか、それともそこで調理するのかというのを検討していますが、向こうの要望としては持ってきてほしい、ここで調理するのは難しいから持ってきてほしいというような要望は聞いております。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 実施設計が建設に伴う設計ということで、具体的に事業をどういうふうに展開するかという話なのだと思うのです。その箱物、そのものの位置が決まれば、また位置が決まってしまうと事業の展開というのはかなり制約を受けるかと思えます。

事業主体をとという質問をしているのは、誰がどのような考えでそこを主体としてやっていくかによって事業の内容が変わってきますし、利益も変わってきますし、損失も変わってくると思うのです。ですから、逆に言うと、そういうしっかりした人が決まっていれば、その方の意見も大きく反映しながら協議していかないと、もうこうなってしまうのですけれども、あなたやっただきいよと言われた方は非常に大変だと思いますし、先ほど町長のほうで財政負担の話のときに一、二年は多少出るものがあるかもしれないけれども、もう3年後くらいからは使用料に基づいて賄えるよというようにお話でした。けれども、その事業主体が決まっていなくて、事業計画が決まっていなくて、収支がわからなくてという状況のときには、この一、二年で町の財政が出ないということは非常に疑問かなというような感覚で私がいるものですから、その部分を質問させていただいています。

また、部会で、例えば野菜の関係とか肉の関係だとか商工業とか、そういう形でそれぞれ部会があって、それぞれがいろいろ手を打ってくれるとは思いますが、事業をやるときにはやっぱりトップがしっかりしていかないといけないと思うのです。町で言えば町長ですけれども、トップの方がいろんな判断をして、調整を図って、指示をして運営していくのが大事なかなと思います。今の段階ですと、そのトップが決まっていなくて、トップが決まっていけないというか、トップが3人いるとか4人いるとかという状況の中で検討しているのではないのかなというふうに思えてならないのです。その辺のところをしっかりとしていけないと、この道の駅はすばらしいと思うのです。でも、物産館についてはやり方で大きくお金の出方が違いますし、町民の負担というのも変わってくるかと思えます。

その辺の感覚、観点から質問しているわけなのですが、その事業主体というのは、先ほど今年度中には決まるということですが、その今年中に決まるのはおよそどのような方を想定されておるか、もしわかっていたら聞かせてください。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇**経済産業課長（筑井俊光君）** 石内議員おっしゃるとおりなのですけれども、駅長というものが決まりまして、そちらのほうが全体を統括するような形です。こちらのほうは、公募にするのかどういふふうにするのか、ちょっととまだこれから検討していくような形になると思います。

そこに事務局ができて、事務局のほうをそれを運営していくような形になると思います。運営の仕方とすれば、例えば道の駅としての機能とか、例えばこの中にある、図面の中にたまたんの広場とか、そういうところについては公共的なものですから、それは町が運営していくような形になるのだと思います。

それ以外の例えば中にある直売所とか、肉の食堂とか、そういうものについて、あと加工所についてはそこに入ったところがやっていくような形になると思います。それを分けていっていくのですが、運営的に見ますと、そこで使用料と例えば売上げの何%を取るとかという、そういうこれ今後マニュアルをつくっていくのですが、その中にそれを入れていきますと、そのパーセンテージをどのくらい取るかによっても利益というのがあると思いますが、公共的に例えば街灯とか駐車場の関係、トイレの関係、24時間全部しますと、その辺の経費等はかさんでしまうと思います。

◇**議長（柳沢浩一君）** 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇**3番（石内國雄君）** ちょっと2点だけ。今の点あれなのですが、駅長さんというのは物産館の責任者ということで、物産館以外のものについては町の職員が責任を持ってやるということのように聞こえました。もしそうであるならば、町のほうで運営するところというのはどこの課が、どのような人がやっていくような考えでおられるかということと、道の駅の駅長さんというのはどういうキャリアをお持ちの方を想定して検討していくようになっておりますか。

◇**議長（柳沢浩一君）** 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇**経済産業課長（筑井俊光君）** 町のという意味がそこは違いまして、駅長さんが全部全体的な把握をします。

今町のと云った、その町の負担というのは、町が見るべき経費の部分がそこだという話です。それ以外は、例えば直売所とかあそこで運営というか、その例えば直売所、肉の駅と、そこで経営しているところは経営しているなりに支払いをしていただく形です。費用的な問題でいきますと。

駅長さんの全体像なのですが、これは全部統括できるのがふさわしい人ということですね。要するに、全体を統括しまして、各部門の協議者と協議をしまして運営全体の指揮をとると。毎週例えばイベントとかがあれば、そのイベントの調整を全てするというような形の人だと思います。

◇**議長（柳沢浩一君）** 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇**3番（石内國雄君）** そうすると、駅長さんがトップということで、町のほうの課はどこがそこに

行くというのがまだお答えがなかったことが一つと、駅長さんはどういうキャリアの方というような質問をしたのですが、全体を見られる人ということですので、例えば町で言えば町長、会社で言えば社長ということだと思えるのですけれども、例えば町長とか社長は誰でもなれないですね。町長の場合は、人気があればというのがあられるかもしれませんが、運営は相当の手腕がなければやっぱりできません。会社もそうです。相当な経営手腕とか、そういうのがないと成り立たないかと思うのです。そういう人をどうすばらしい人を見つけて、どう白羽の矢を立てて、やっていただけるかによって、その運営が安定したりなんかしていくかというのが大事になるのかなと思います。

道の駅で物産的なものを行っているところで、非常にうまくいっているところの例なんかを聞かせてもらいますと、そのいわゆる駅長さんという方が、例えば物産であれば、物産が欠けたりなんかするようなことがあれば、事前にすぐ生産者ところへ連絡をとりながら常に調達をしていくとか、そういうような努力をしている方、そういうことをしないで大丈夫だいな、大丈夫だいなという言い方をしている人がもし駅長さんになった場合には、穴がどんどん、どんどんあいていくという話になってしまうと思うのです。

たまむら道の駅の構想はすばらしいし、物産館についても頑張っていたきたいと思うのですけれども、今のそのところが何回質問しても、いろんな方がご質問しても、そこところが明確にならないので不安で不安で不安でたまらないのです。だから、そこがしっかりすれば、こういう人がイニシアチブをとって、ここはこうやっていけると。それは安心だねという話になるのだと思うので、今後のそのやっていくのは、そこが星ではないかなというふうに思って、何回もこの辺のところは取り上げさせていただいております。その辺について、町長、いかがでございましょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 今まで我々が検討した中でも、やはり今石内議員さんが言ったとおりでございます。全体を見る駅長、これと部分的に、これは防災施設と道の駅というのは、そこを通過する人たちに寄ってもらうのが道の駅でございます。寄ったところで、玉村の情報をそこから流すと。それで、道の駅が玉村町の情報発信源になるということでございます。

ですから、その全体を見る道の駅の駅長というのが、まずポイントでございます。もう一つは、それに附帯する設備で、今言った玉村町の特産の品物を売る場所も、これもございます。ただ、この場所は意外に狭いのですけれども、これは今言ったように3部門ぐらいに分かれた部会で今進めていますけれども、年度内には総合的なリーダーというのですか、代表者を決めるということで、一つの直売部会というのですか、それを決めると。それも全部駅長の下にそれが入るということでございます。

ですから、今心配されているとおりで、我々も心配していないことはないのですけれども、決してそんな甘く考えているわけではございません。ただ、場所よし、人はたくさん来る、これはもう商売をするには最高の場所だけれども、そこは商売をする場所ではないのです。情報の発信地でございま

すので、それを中心にした町の顔としてこれから売り出していくわけでございますけれども、今石内議員さんが心配しているのは十分認識をしております。

ですから、課長がさっき言ったように、年内にはそういう形でもっと組織的な形ができて、皆さんにお知らせができるのではないかなと私も考えております。

それで、いろんな人に今当たっています。それで、この人とこの人とこの人ということで当たっていますので、近いうちにはそういう形で組織をつくり。というのは、つい先月の末に地権者とやっと話し合いができました。できて、一応地権者も町の計画に協力をするということで、一番の問題は単価だったのですけれども、単価については町の出した単価で、地権者はみんな高崎市だったのですけれども、スマートインターの道路部分が非常に高い値段で売れましたので、その辺でなかなかもうちょっと上がるのではないかなという、これは売る人にとっては当たり前の話でございます、もっと上げてくれないか、もっと上げてくれないかというので、担当者も五、六回ぐらい交渉したのですけれども、先月の末にやっと相手方も納得していただきまして、ではたまむら道の駅に協力すると。我々もその道の駅の直売所のほうについても協力したいものがあるのだという話で、今話が進んでおります。

そういうことございましたので、土地が確保できたということで、一つのハードルをクリアしました。今度は、今石内議員さんが言われているとおり組織を固めていく。その人材を固めていくという段階に来たということでございますので、請う御期待をさせていただきたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） ぜひ期待に足りるような結果をお願いしたいなと思うのですけれども、非常に何回もこの質問を繰り返しているのは、結局は実施設計が始まる段階、または途中の段階で、もう既にそういう人が決まっていなくて、よりいいものはできないのではないかなということで、おくれおくれではないかなということで、余計不安があれだよということです。

それから、今これから大事なものは、物産館の運営はお金のお話が出てきますけれども、実際には防災機能を持った道の駅、またはその町の情報発信の拠点でもあるという形ですから、それも道の駅の駅長さんが担うのであれば、その辺のところもしっかり踏まえた人でないと難しいかなと思いますし、その辺で町の立場と、物産館の運営と、道の駅の駅長さんとの役割の明確化と運営というのが、何となくうまくいくよねというふうに思っていると、やっぱり大失敗しますので、ぜひその辺のところは煮詰めていただいて、いいものができるようにご努力いただいて、それならばいいよねということで拍手喝采で賛成できるような形のものをおつくりいただきたいなと思います。

また、治水の関係では、ちょっと方向性をこんな感じの方向性でも考えていただくような時期に来ているのではないかなという形での話をさせていただきました。調整池だとか、それから用水、排水の検討だとか、そういうものも総合的に、今までの追いかけっこではなくて将来を見据えた、腰を据

えた対策が必要ではないかなという思いで質問をさせていただきました。しっかり頑張ってくださいねと思います。

町長、その決意だけでも一言言っていただいて、お願いしたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 雨水については、確かに追いかけてこではないですけども、ここが大変だからここを直そう、ここが大変だからここを直そうというところもありましたけれども、3つの大きな用水をつくることによって、大変安定した雨水対策ができる。これも今石内議員が言ったとおり、滝川の北部が中心でございました。

今まで確かに大きな水没地域というのは滝川の北部だったわけですので、今の354を中心にした場所が大変大雨が降ると冠水をしたわけですのでございますけれども、これは一応それによって私は解決できると思っております。

この後は、今言われました南部地域でございます。南部地域についても、今後の雨水対策として総合的に対策を立てていくということでご理解をしていただきたいと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） ぜひ頑張ってくださいということをご期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。



○散 会

◇議長（柳沢浩一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

あすは、午前9時までに議場へご参集ください。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時53分散会